

島根県報

号外第七号
平成十五年二月十二日
(水曜日)

告示
目次

島根海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業の（漁業管理課）
免許の内容等の事前決定

告示
示

島根県告示第百十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第一項の規定により、島根海区に係る海面における共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定期日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成十五年二月十二日

島根県知事 澄田信義

- (一) 共同漁業の部
- (二) 免許の内容たるべき事項及び関係地区
- 公示番号 共第一号

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 漁業種類 漁業の名称 漁業時期

- 第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで
- てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで

もしく〃 四月一日から八月三十一日まで
なまこ〃 一月一日から十一月三十一日まで
たこ〃〃

2 漁場の位置

八束郡美保関町大字福浦及び竹崎鼻以東の大字森山地先

3

次の基点第一号、ア、イ、ウ、エ及び基点第三号の各点を順次に結んだ線（ただし、ウ、エ間はエより境港防波堤北側の線に沿ってウに至る。）並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第一号 八束郡美保関町大字森山竹崎鼻南端に設置した標柱

基点第二号 八束郡美保関町大字森山、福浦界に設置した標柱

基点第三号 鳥取県境港防波堤灯台の突端から零度の方向と最大高潮時海岸線との交点

基点第一号から二百十一度二十分八十メートルの点

基点第二号から百六十六度三十分百七十メートルの点

ウ イ ア
エ

長線との交点

鳥取県境港防波堤灯台

二 関係地区

八束郡美保関町大字福浦

○公示番号 共第二号

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 漁業種類 漁業の名称 漁業時期

- 第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで
いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで
てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで
- あわび〃 一月一日から十一月三十一日まで

とこぶし	おざえ	いわがき	なまこ
"	"	"	"
さき	たこ	うに	たこ
事項	"	"	"
の名称及び漁業時	岸線（沿岸島しま	八字美保関及び雲	宋郡美保関町海崎
漁業の名称	岸線（沿岸島しま	八字美保関及び雲	宋郡美保関町大字
わかめ漁業	岸線（沿岸島しま	八字美保関及び雲	宋郡美保関町大字
いわのり "	岸線（沿岸島しま	子美保関及び雲津	宋郡美保関町大字
てんぐさ "	岸線（沿岸島しま	子美保関及び雲津	宋郡美保関町大字
もずく "	岸線（沿岸島しま	子美保関及び雲津	宋郡美保関町大字
あわび "	岸線（沿岸島しま	子美保関及び雲津	宋郡美保関町大字
とこぶし "	岸線（沿岸島しま	子美保関及び雲津	宋郡美保関町大字
さざえ "	岸線（沿岸島しま	子美保関及び雲津	宋郡美保関町大字
なまこ "	岸線（沿岸島しま	子美保関及び雲津	宋郡美保関町大字
うに "	岸線（沿岸島しま	子美保関及び雲津	宋郡美保関町大字

津地先	向及び基点第五号から七度の方向との を含む。）から距岸五百メートルの線 鼻突端に設置した標柱
雲津、諸喰界に設置した標柱	
漁業時期	一月一日から六月三十日まで
	一月一日から翌年三月三十一日まで
	一月一日から九月三十日まで
月一日から八月三十一日まで	月一日から十二月三十一日まで

域	二 関係地区	八束郡美保開 示番号 共第四 一 免許の内容を 漁業種類、 漁業種類 第一種共同 漁場の位置 八束郡美保 漁場の区域 次の基点等 並びに最大高 て囲まれた区
3	2	漁場の位置 八束郡美保 漁場の区域 次の基点等 並びに最大高 て囲まれた区
2	1	漁業種類、 漁業種類 第一種共同 漁場の位置 八束郡美保 漁場の区域 次の基点等 並びに最大高 て囲まれた区
1	3	漁業種類、 漁業種類 第一種共同 漁場の位置 八束郡美保 漁場の区域 次の基点等 並びに最大高 て囲まれた区

区域	直	休閑町沖の御前島地先
休閑町大字諸喰、七類、片江及び菅浦地先		島周囲最大高潮時海岸線から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域。
第五号から七度の方向及び基点第六号から五度三十分の方向との二直線		高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ア、イ、ウ及び陸岸とによって囲まれた区域を除く。
域	四号	たこ　〃
休閑町大字美保関及び雲津	たるべき事項	たるべき事項
	漁業の名称及び漁業時期	漁業の名称　漁業時期
	向漁業　わかめ漁業	二月一日から六月三十日まで
	いわのり〃	十一月一日から翌年三月三十一日まで
	てんぐさ〃	四月一日から九月三十日まで
	もずく〃	四月一日から八月三十一日まで
	あわび〃	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし〃	
	さざえ〃	
	いわがき〃	
	なまこ〃	
	うに〃	
	たこ〃	

2

漁場の位置

基点第五号	八束郡美保関町大字雲津、諸喰界に設置した標柱
基点第六号	八束郡美保関町大字菅浦、北浦界に設置した標柱
基点九島四等三角点	八束郡美保関町大字七類、千八百十三統一一 北緯三十五度三十四分三十六秒六百九十六、東経百三十三度十四分二十五秒九百二十四に設置された九島四等三角点
ア	基点九島四等三角点から一百十五度二十五分二十八秒の方
イ	向へ千百十七・七メートルの点
ウ	基点九島四等三角点から二百十二度五十九分三十八秒の方
向へ千七十二・二メートルの点	へ千八十二・六メートルの点
二 関係地区	八束郡美保関町大字諸喰、七類、片江及び菅浦

◎公示番号

共第五号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

二月一日から六月三十日まで

第一種共同漁業

いわのり

十一月一日から翌年三月三十一日まで

第一種共同漁業

てんぐさ

四月一日から九月三十日まで

第一種共同漁業

もずく

四月一日から八月三十日まで

第一種共同漁業

あわび

一月一日から十一月三十一日まで

第一種共同漁業

とこぶし

一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業

さざえ

一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業

いわがき

一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業

なまこ

一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業

うに

一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業

たこ

一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業

さざえ

一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業

いわがき

一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業

なまこ

一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業

うに

一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業

たこ

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の区域	八束郡美保関町大字北浦、千酌及び笠浦地先
---------	----------------------

次の基点第六号から五度三十分の方向及び基点第七号から四十八度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

基点第六号	八束郡美保関町大字菅浦、北浦界に設置した標柱
基点第七号	八束郡美保関町、島根町界附近に設置した標柱

次の基点第七号から四十八度の方向、基点第八号と基点第九号を結ぶ線及び基点第十号から二十四度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

3 漁場の区域	八束郡島根町大字野井地先
---------	--------------

◎公示番号 共第七号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	二月一日から六月三十日まで

いわのり〃	十一月一日から翌年三月三十一日まで
てんぐさ〃	四月一日から九月三十日まで
もずく〃	四月一日から八月三十一日まで

あわび〃	一月一日から十一月三十一日まで
とこぶし〃	
さざえ〃	
いわがき〃	
なまこ〃	
うに〃	

2 漁場の位置

八束郡島根町大字野井及び多古地先

3 漁場の区域

次の基点第八号と基点第九号を結ぶ線、基点第十号から二十四度の方向、基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線及び基点第十二号から三百二十一度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

基点第八号 八束郡島根町大字野井、野波界に設置した標柱

八束郡島根町大字野井

二 関係地区

基点第七号 八束郡美保関町、島根町界附近に設置した標柱
基点第八号 八束郡島根町大字野井、野波界に設置した標柱

基点第九号 八束郡島根町大字野井、野波界築島南西端に設置した標柱
基点第十号 八束郡島根町大字野井、野波界築島北端に設置した標柱

基点第九号 八束郡島根町大字野井、野波界築島南西端に設置した標柱
基点第十号 八束郡島根町大字野井、野波界築島北端に設置した標柱

基点第十一号 八束郡島根町大字野波、加賀界に設置した標柱

基点第十二号 八束郡島根町大字野波、加賀界嫁島北西端に設置した標柱

八束郡島根町大字野波及び多古

◎公示番号 共第八号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	二月一日から六月三十日まで

いわのり〃	十一月一日から翌年三月三十一日まで
てんぐさ〃	四月一日から九月三十日まで
もずく〃	四月一日から八月三十一日まで

あわび〃	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし〃	
さざえ〃	
いわがき〃	
なまこ〃	
うに〃	

2 漁場の位置

八束郡島根町大字加賀地先

3 漁場の区域

次の基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線、基点第十二号から三百二十一度の方向及び基点第十三号から三百十度三十分の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

基点第十一号 八束郡島根町大字野波、加賀界に設置した標柱

基点第十二号 八束郡島根町大字野波、加賀界嫁島北西端に設置した標柱

基点第十三号 八束郡島根町大字加賀、大芦界に設置した標柱
二 関係地区
八束郡島根町大字加賀

◎公示番号 共第九号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで

てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで

もずく〃 四月一日から八月三十一日まで

あわび〃 一月一日から十二月三十一日まで

とこぶし〃

さざえ〃

なまこ〃

うに〃

たこ〃

2 漁場の位置
八束郡島根町大字大芦地先。ただし、猿渡後島以西の地先を除く。

3 漁場の区域

次の基点第十三号から三百十度三十分の方向及び基点第十九号から三百一十四度の方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第十四号、基点第十五号、基点第十六号、基点第十七号、ア、イ、ウ及び基点第十九号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第十三号 八束郡島根町大字加賀、大芦界に設置した標柱

基点第十四号 八束郡島根町大字大芦猿渡後島北西端に設置した標柱

基点第十五号 八束郡島根町大字大芦猿渡島西端に設置した標柱

基点第十六号 八束郡島根町大字大芦沖島南端に設置した標柱

基点第十七号 八束郡島根町大字大芦沖島北東端に設置した標柱
基点第十八号 八束郡島根町大字大芦沖島北西端に設置した標柱
基点第十九号 八束郡島根町、鹿島町界に設置した標柱
ア イ 基点第十八号から三百二十四度二十メートルの点
ウ 基点第十九号から三百二十四度三百三十メートルの点
度の方向との交点

◎公示番号 共第十号

二 関係地区
八束郡島根町大字大芦

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで

てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで

もずく〃 四月一日から八月三十一日まで

あわび〃 一月一日から十二月三十一日まで

とこぶし〃

さざえ〃

なまこ〃

うに〃

たこ〃

2 漁場の位置
八束郡島根町大字大芦猿渡後島以西の大字大芦地先

3 漁場の区域

次の基点第十四号、基点第十五号、基点第十六号、基点第十七号、ア、イ、ウ及び基点第十九号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

た区域

基点第十四号	八束郡島根町大字大芦猿渡後島北西端に設置した標柱
基点第十五号	八束郡島根町大字大芦猿渡島西端に設置した標柱
基点第十六号	八束郡島根町大字大芦沖島南端に設置した標柱
基点第十七号	八束郡島根町大字大芦沖島東端に設置した標柱
基点第十八号	八束郡島根町大字大芦沖島北西端に設置した標柱
基点第十九号	八束郡島根町、鹿島町界に設置した標柱
ア	基点第十七号から三百二十五度の方向と基点第十八号から五十二度の方向との交点
イ	基点第十八号から三百二十四度二十メートルの点
ウ	基点第十九号から三百二十四度三百二十メートルの点
二 関係地区	八束郡島根町大字大芦及び鹿島町大字御津

◎公示番号 共第十一号
一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで

てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで

もずく〃 四月一日から八月三十一日まで

あわび〃 一月一日から十一月三十一日まで

とこぶし〃 さざえ〃

なまこ〃 うに〃

たこ〃

八束郡島根町大字御津地先

3 漁場の区域
八束郡鹿島町大字御津地先

次の基点第十九号から三百二十四度の方向及び基点第二十号から三百四十九度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第二十一号、ア及び基点第二十二号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点第十九号 八束郡島根町、鹿島町界に設置した標柱
基点第二十号 八束郡鹿島町大字御津、片句界に設置した標柱
基点第二十一号 八束郡鹿島町大字御津、大松鼻西端に設置した標柱
基点第二十二号 八束郡鹿島町大字御津字伊島高鼻東側岬の北端に設置した標柱
ア 基点第二十一号から三百五十四度の方向と基点第二十二号から八十四度の方向との交点
イ 基点第二十一号から三百五十四度の方向と基点第二十二号から八十四度の方向との交点
ウ 基点第二十一号から三百五十四度の方向と基点第二十二号から八十四度の方向との交点
二 関係地区

2 漁場の位置
八束郡鹿島町大字片句、手結、恵曇町及び古浦地先

3

漁場の区域

次の基点第二十号から三百四十九度の方向及び基点第二十五号から三百五十七度の方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域（基点第二十四号とアを結ぶ線以南の佐陀川を除く。）。ただし、基点第二十号、イ及び基点第二十三号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第二十号

八束郡鹿島町大字御津、片句界に設置した標柱

基点第二十五号

八束郡鹿島町、松江市界通称カル島北端に設置した標柱

基点第二十三号

八束郡鹿島町大字片句神出島東端に設置した標柱

基点第二十四号

八束郡鹿島町大字恵雲地内湊橋右岸下流側つけ根に設置した標

柱

湊橋下流端の線が対岸と交わる点

基点第二十号から三百四十九度の方向と基点第二十三号から八

十六度の方向との交点

通称イデノ鼻（別途に設置する標柱）

ウから百五十四度の方向とオから一百六十四度の方向との交点

通称マツカゲ（別途に設置する標柱）

八束郡鹿島町大字片句、手結、恵雲町及び古浦

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

1

○公示番号 共第十三号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称
漁業種類 漁業の名称 演業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで

てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで

もづく〃 四月一日から八月三十一日まで

あわび〃 一月一日から十一月三十一日まで

うに〃 一月一日から十一月三十一日まで

じこぶし〃

さざえ〃

なまこ〃

うに〃

たこ〃

3

漁場の位置

松江市秋鹿町及び魚瀬町地先

2

漁場の区域

次の基点第二十五号から三百五十七度の方向及び基点第二十六号から辻石見通しの方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

基点第二十五号

八束郡鹿島町、松江市界通称カル島北端に設置した標柱

基点第二十六号

平田市東地合地先灘辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長

線と最大高潮時海岸線との交点（通称尾崎鼻に設置した標柱）

2

漁場の区域

松江市秋鹿町及び魚瀬町

○公示番号 共第十四号

一 免許の内容たるべき事項

1

○公示番号 共第十四号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類 漁業の名称 演業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで

てんぐさ〃 四月一日から八月三十一日まで

もづく〃 一月一日から十一月三十一日まで

あわび〃

さざえ〃

なまこ〃

うに〃

2 漁場の位置	たこ // //
3 漁場の区域	次の基点第二十六号から三百三十九度の方向及び基点第二十七号から三百五十四度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ア、イ、ウ、エ、オ及びカによつて囲まれた区域並びにキ、ク、ケ、コ、サ及び陸岸とによって囲まれた区域を除く。
基点第二十六号	平田市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町地先
基点第二十七号	平田市三津町、美保町界（通称犬戻し）に設置した標柱
基点第二十八号	平田市、簸川郡大社町界笠松山西岩角に設置した標柱
基点第二十九号	平田市東地合地先灘辻石頂上と冲辻石頂上とを結んだ線の延長
基点第三十号	線と最大高潮時海岸線との交点（通称尾崎鼻に設置した標柱）
基点第三十一号	平田市三津町、美保町界（通称犬戻し）に設置した標柱
二 関係地区	
平田市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町	
◎公示番号 共第十五号	
一 免許の内容るべき事項	
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類	漁業の名称
第一種共同漁業	わかめ漁業
	二月一日から六月三十日まで
いわのり	十一月一日から翌年三月三十一日まで
てんぐさ	四月一日から九月三十日まで
もずく	四月一日から八月三十一日まで
あわび	一月一日から十一月三十一日まで
とこぶし	"
さざえ	"
なまこ	"
うに	"
たこ	"
2 漁場の位置	
平田市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町地先	

コ	ケ	ク	キ	カ	オ	エ	ウ	イ	ア
3 漁場の区域	次の基点第二十七号から三百三十九度の方向及び基点第二十八号から三百五十四度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ア、イ、ウ、エ、オ及びカによつて囲まれた区域並びにキ、ク、ケ、コ、サ及び陸岸とによって囲まれた区域を除く。								
基点第二十七号	平田市三津町、美保町界（通称犬戻し）に設置した標柱								
基点第二十八号	平田市、簸川郡大社町界笠松山西岩角に設置した標柱								
基点第二十九号	平田市東地合地先、北緯三十五度二十七分十三秒、東経百三十二度四十五分〇一秒に設置した灯台								
基点第三十号	基点北第二防波堤灯台から百八十九度四十二分四十秒の方向へ五百三十八メートルの点								
基点第三十一号	基点北第二防波堤灯台から百八十五度三十九分四十秒の方向へ五百二十五メートルの点								
基点第三十二号	基点北第二防波堤灯台から百八十五度三十二分四十秒の方向へ五百六十七メートルの点								
基点第三十三号	基点北第二防波堤灯台から百八十六度二十七分十秒の方向へ五百六十八メートルの点								
基点第三十四号	基点北第二防波堤灯台から百八十六度〇九分四十秒の方向へ五百三十三メートルの点								
基点第三十五号	基点北第二防波堤灯台から百八十八度四十六分二十秒の方向へ五百三十五メートルの点								
基点第三十六号	基点北第二防波堤灯台から百七十一度十五分三十二秒の方向へ七百三メートルの点								
基点第三十七号	基点北第二防波堤灯台から百八十六度四十八分四十六秒の方向へ六百二十五メートルの点								
基点第三十八号	基点北第二防波堤灯台から百八十九度〇六分十七秒の方向へ六百二十六メートルの点								
基点第三十九号	基点北第二防波堤灯台から百八十七度三十六分五十二秒の方向へ七百八十六メートルの点								

サ

基点北第二防波堤灯台から百八十六度四十分五十五秒の

方向へ九百十九メートルの点

◎公示番号 共第十七号

一 免許の内容るべき事項

二 関係地区

平田市美保町、塩津町、金浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町

◎公示番号 共第十六号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	二月一日から六月三十日まで
いわのり	"	十一月一日から翌年三月三十一日まで
てんぐさ	"	四月一日から九月三十日まで
もずく	"	四月一日から八月三十一日まで
あわび	"	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし	"	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ	"	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ	"	一月一日から十二月三十一日まで
うに	"	一月一日から十二月三十一日まで
たこ	"	一月一日から十二月三十一日まで
おきあさり	"	一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置
簸川郡湖陵町地先

次の基点第二十九号から一百七十九度の方向及び基点第三十号から三百度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

基点第二十九号 出雲市、簸川郡湖陵町界に設置した標柱
基点第三十号 篠川郡湖陵町、多伎町界に設置した標柱3 漁場の区域
簸川郡大社町及び出雲市外園町地先3 漁場の区域
簸川郡大社町及び出雲市外園町地先

◎公示番号 共第十八号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

次の基点第二十八号から三百五十四度の方向及び基点第二十九号から一百七十九度の方向

度の方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートル

メートルの線とによって囲まれた区域

基点第二十八号 平田市、簸川郡大社町界笠松山西岩角に設置した標柱
基点第二十九号 出雲市、簸川郡湖陵町界に設置した標柱二 関係地区
簸川郡大社町及び出雲市外園町1 漁業種類、漁業の名称
漁業種類
第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで
いわのり " 十一月一日から翌年三月三十一日まで
てんぐさ " 四月一日から九月三十日まで
もずく " 四月一日から八月三十一日まで
あわび " 一月一日から十二月三十一日まで

とこぶし	うに
さざえ	たこ
いわがき	"
なまこ	"
うに	"
たこ	"
おきあさり	"
おきあさり	"
さざえ	"
なまこ	"

とこぶし	うに
さざえ	たこ
いわがき	"
なまこ	"
うに	"
たこ	"
おきあさり	"
おきあさり	"
さざえ	"
なまこ	"

とこぶし	うに
さざえ	たこ
いわがき	"
なまこ	"
うに	"
たこ	"
おきあさり	"
おきあさり	"
さざえ	"
なまこ	"

とこぶし	うに
さざえ	たこ
いわがき	"
なまこ	"
うに	"
たこ	"
おきあさり	"
おきあさり	"
さざえ	"
なまこ	"

とこぶし	うに
さざえ	たこ
いわがき	"
なまこ	"
うに	"
たこ	"
おきあさり	"
おきあさり	"
さざえ	"
なまこ	"

3 大田市波根町地先
漁場の区域

次のアから三百四十四度の方向及び基点第四十三号から三百二十四度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

基点第四十二号 大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱
基点第四十三号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱

ア 基点第四十二号から三百六十四度の方向と最大高潮時海岸線との

交点

二 関係地区

大田市波根町

◎公示番号 共第二十一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで

てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで

もずく〃 四月一日から八月三十一日まで

あわび〃 一月一日から十二月三十一日まで

とこぶし〃

さざえ〃

なまこ〃

うに〃

たこ〃

さざえ〃

なまこ〃

うに〃

たこ〃

方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

基点第四十三号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱

二 関係地区

大田市久手町柳瀬

◎公示番号 共第二十二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	二月一日から六月三十日まで
第一種共同漁業	いわのり〃	十一月一日から翌年三月三十一日まで
	てんぐさ〃	四月一日から九月三十日まで
	もずく〃	四月一日から八月三十一日まで
	あわび〃	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし〃	
	さざえ〃	
	なまこ〃	
	うに〃	
	たこ〃	

2 漁場の位置

3 漁場の区域

大田市久手町波根西（柳瀬地先を除く。）刺鹿及び鳥井町鳥越地先

次の基点第四十四号から三百九度の方向及び基点第四十五号から三百二十一度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

基点第四十四号 大田市久手町波根西掛戸橋中央

基点第四十五号 大田市鳥井町鳥越、迫界に設置した標柱（迫川尻）

二 関係地区

大田市久手町柳瀬地先

3 漁場の区域

次の基点第四十三号から三百二十四度の方向及び基点第四十四号から三百九度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

大田市久手町波根西（柳瀬を除く。）刺鹿及び鳥井町鳥越
◎公示番号 共第二十三号

一 免許の内容たるべき事項

1

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 十一月一日から翌年三月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 四月一日から九月三十日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 四月一日から八月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 とこぶし〃〃

第一種共同漁業 わかめ漁業 さざえ〃〃

第一種共同漁業 わかめ漁業 なまこ〃〃

第一種共同漁業 わかめ漁業 うに〃〃

第一種共同漁業 わかめ漁業 たこ〃〃

2

漁場の位置

大田市鳥井町地先（同町鳥越地先を除く。）

3

漁場の区域

次の基点第四十五号から三百二十一度の方向及びアから三百十四度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線と

によって囲まれた区域

基点第四十五号 大田市鳥井町鳥越、迫界に設置した標柱（迫川尻）

基点第四十六号 大田市鳥井町、静間町界に設置した標柱（善久庵山の鼻）

ア 基点第四十六号から百三十四度の方向と最大高潮時海岸線との

交点

二 関係地区

大田市鳥井町（同町鳥越を除く。）

◎公示番号 共第二十四号

一 免許の内容たるべき事項

1

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 十一月一日から翌年三月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 四月一日から九月三十日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 四月一日から八月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 とこぶし〃〃

第一種共同漁業 わかめ漁業 さざえ〃〃

第一種共同漁業 わかめ漁業 なまこ〃〃

第一種共同漁業 わかめ漁業 うに〃〃

第一種共同漁業 わかめ漁業 たこ〃〃

2

漁場の位置

大田市静間町地先

3

漁場の区域

次のアから三百十四度の方向及び基点第四十七号から三百十九度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

基点第四十七号 大田市静間町、五十猛界に設置した標柱（鼻繰岩）

ア 基点第四十六号から百三十四度の方向と最大高潮時海岸線との

交点

2

関係地区

大田市静間町

◎公示番号 共第二十五号

一 免許の内容たるべき事項

1

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで

てんぐさ〃	四月一日から九月三十日まで	とこぶし〃	
もずく〃	四月一日から八月三十一日まで	さざえ〃	
あわび〃	一月一日から十二月三十一日まで	なまこ〃	
とこぶし〃	"	うに〃	
さざえ〃	"	たこ〃	
なまこ〃	"	なまこ〃	
うに〃	"	うに〃	
たこ〃	"	たこ〃	
漁場の位置	大田市五十猛町地先	漁場の位置	大田市五十猛町地先
漁場の区域	大田市静間町、五十猛町界に設置した標柱（鼻線岩）	漁場の区域	大田市五十猛町、邇摩郡仁摩町大字宅野町通称猛鬼冲合三角岩
ア	基点第四十八号 大田市五十猛町、邇摩郡仁摩町大字宅野町通称猛鬼冲合三角岩	ア	基点第四十八号 大田市五十猛町、邇摩郡仁摩町大字宅野町通称猛鬼冲合三角岩
大田市五十猛町	頂上に設置した標柱	大田市五十猛町	頂上に設置した標柱
二 関係地区	ア	二 関係地区	ア
大田市五十猛町	基点第四十八号から百八度の方向と最大高潮時海岸線との交点	大田市五十猛町	基点第四十八号から百八度の方向と最大高潮時海岸線との交点

◎公示番号 共第二十六号	一 免許の内容たるべき事項	◎公示番号 共第二十七号	一 免許の内容たるべき事項
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類 漁業の名称 漁業時期	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類 漁業の名称 漁業時期
第一種共同漁業 わかめ漁業	二月一日から六月三十日まで	第一種共同漁業 わかめ漁業	二月一日から六月三十日まで
いわのり〃	十一月一日から翌年三月三十一日まで	いわのり〃	十一月一日から翌年三月三十一日まで
てんぐさ〃	四月一日から九月三十日まで	てんぐさ〃	四月一日から九月三十日まで
もずく〃	四月一日から八月三十一日まで	もずく〃	四月一日から八月三十一日まで
あわび〃	一月一日から十二月三十一日まで	あわび〃	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ〃	"	とこぶし〃	"
"	"	"	"

2	漁場の位置	なまこ　うに　たこ　〃　〃　〃
3	漁場の区域	なまこ　うに　たこ　〃　〃　〃
	基点第四十九号から三百九度の方向及び基点第五十号から二百九十二度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域	基点第四十九号から三百九度の方向及び基点第五十号から二百九十二度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域
	基点第五十号　仁摩郡温泉津町、江津市界に設置した標柱（通称田尻北の鼻）	基点第五十号　仁摩郡温泉津町、江津市界に設置した標柱（通称古竜明神原の鼻平場の突端）に設置した標柱
	基点第五十一号　江津市波子町ウヅ川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱	基点第五十一号　江津市渡津町江川右岸恵比寿島西端に設置した標柱
	基点第五十三号　江津市渡津町通称来留矢北端に設置した標柱	基点第五十三号　江津市渡津町通称来留矢北端に設置した標柱
	基点第五十三号から三百三十一度の方向と対岸との交点	基点第五十三号から三百三十一度の方向と対岸との交点
	柱	柱
1	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	イから三百十七度三十分十メートルの点
	漁業種類　漁業の名称	ウから一百二十八度三十分二百五十メートルの点
第一種共同漁業	わかめ漁業	エから百八十五度三十分の方向と陸岸との交点
	漁業時期	
	二月一日から六月三十日まで	
	いわのり　〃	
	てんぐさ　〃	
	もずく　〃	
	あわび　〃	
	とこぶし　〃	
	さざえ　〃	
	なまこ　〃	
	うに　〃	
	たこ　〃	
	おきあさり　〃	
2	漁場の位置	なまこ　うに　たこ　〃　〃　〃
江津市地先		

さざえ	なまこ	うに	たこ	たこ	なまこ	うに	たこ	たこ
-----	-----	----	----	----	-----	----	----	----

2 漁場の位置

浜田市久代町、国分町及び下附町地先

3 漁場の区域

次の基点第五十一号から三百二十二度の方向及び基点第五十六号から三百十一度の方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域。

基点第五十一号 江津市波子町ウヅ川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱

柱

基点第五十六号 浜田市下府町、生湯町界に設置した標柱（鯰山頂上）

二 関係地区

浜田市久代町、国分町及び下府町

◎公示番号 共第三十号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第一種共同漁業

わかめ漁業

二月一日から六月三十日まで

いわのり

十一月一日から翌年三月三十一日まで

もずく

四月一日から九月三十日まで

てんぐさ

四月一日から八月三十一日まで

ひじき

十一月一日から翌年六月三十日まで

あわび

一月一日から十二月三十一日まで

とこぶし

一月一日から十二月三十一日まで

さざえ

一月一日から十二月三十一日まで

なまこ

一月一日から十二月三十一日まで

うに

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町及び原井町地先

3 漁場の区域

次の基点第五十六号から三百十一度の方向及び基点第五十七号から三百九度の方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第五十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコを順次に結んだ線、点甲、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ及びテを順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第五十六号 浜田市下府町、生湯町界に設置した標柱（鯰山頂上）

点甲

基点第五十七号 浜田市原井町、熱田町界に設置した標柱（道路暗渠吐出口中央）

点甲

基点第五十七号から三百九度二百五十二メートルの点

アから三百三十八度五百八十八メートルの点

イから三十九度三十分四百五十八メートルの点

ウから一百七十六度百七十メートルの点

エから三十四度十三メートルの点

オから三百三十三度二百三十メートルの点

カから三百十七度百七十メートルの点

キから三百四十二度三十分十八メートルの点

クから七十一度三十分六十メートルの点

ケから五十三度三十分の方向と陸岸との交点

点甲から百二度四十・六メートルの点

サから百二十六度三十分六十・四メートルの点

シから三十六度三十分九メートルの点

スから百五十四度二百八十メートルの点

セから二百三十三度三十分九・二メートルの点

ソから百四十三度三十分三百一十メートルの点

チ

ツ

タから百八十七度七十メートルの点
チから百七十六度三十分七十メートルの点
ツから百五十度三十分の方向と陸岸との交点

二 関係地区

浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ケ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町、
原井町、高田町、真光町、清水町、原町及び京町

◎公示番号 共第三十一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期
第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで
てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで

もずく〃 四月一日から八月三十一日まで
あわび〃 一月一日から十一月三十一日まで

さざえ〃 とこぶし〃
なまこ〃 うに〃
たこ〃

2 漁場の位置

浜田市熱田町、長浜町及び日脚町
地先
漁場の区域

3 漁場の区域

次の基点第五十七号三百九度の方向及びアから三百二十一度三十分の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線と
によって囲まれた区域。ただし、基点第五十九号トイを結ぶ線から上流の周布川並
びにウから十九度三十分の方向及び基点第五十七号から三百九度の方向との二直線
並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによ
て囲まれた区域を除く。

基点第五十七号 浜田市原井町、熱田町界に設置した標柱（道路暗渠吐出口中央）

基点第五十八号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱

ツから百四十一度三十分の方向と最大高潮時海岸線との交点

基点第五十八号から百四十一度三十分の方向と最大高潮時海岸線との交点

基点第五十九号 浜田市日脚町周布川河口左岸大岩頂上に設置した標柱

基点第六十号 浜田市長浜町桶島中央に設置した標柱

基点第六十号から百九十九度三十分の方向と最大高潮時海岸線との交点

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期
第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで
てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで

もずく〃 四月一日から八月三十一日まで
あわび〃 一月一日から十一月三十一日まで

さざえ〃 とこぶし〃
なまこ〃 うに〃
たこ〃

2 漁場の位置

浜田市熱田町、長浜町及び日脚町
地先
漁場の区域

3 漁場の区域

次の基点第五十七号三百九度の方向及びアから三百二十一度三十分の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線と
によって囲まれた区域。ただし、基点第五十九号トイを結ぶ線から上流の周布川並
びにウから十九度三十分の方向及び基点第五十七号から三百九度の方向との二直線
並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによ
て囲まれた区域を除く。

基点第五十七号 浜田市原井町、熱田町界に設置した標柱（道路暗渠吐出口中央）

基点第五十八号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱

ツから百四十一度三十分の方向と最大高潮時海岸線との交点

基点第五十八号から百四十一度三十分の方向と最大高潮時海岸線との交点

基点第五十九号 浜田市日脚町周布川河口左岸大岩頂上に設置した標柱

基点第六十号 浜田市長浜町桶島中央に設置した標柱

基点第六十号から百九十九度三十分の方向と最大高潮時海岸線との交点

基点第六十号 浜田市日脚町周布川河口左岸大岩頂上に設置した標柱

2 漁場の位置

いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで
てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで

もずく〃 四月一日から八月三十一日まで
あわび〃 一月一日から十一月三十一日まで

さざえ〃 とこぶし〃
なまこ〃 うに〃
たこ〃

3 漁場の位置

浜田市津摩町、治和町（テギレ島東端以西）、西村町及び折居町地先
漁場の区域

2 漁場の区域

次の基点第五十七号三百九度の方向及びアから三百二十一度三十分の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線と
によって囲まれた区域。ただし、基点第五十九号トイを結ぶ線から上流の周布川並
びにウから十九度三十分の方向及び基点第五十七号から三百九度の方向との二直線
並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによ
て囲まれた区域を除く。

次のアから三百一十一度三十分の方向及び基点第六十一号から三百十四度の方向

との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

基点第五十八号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱

基点第六十一号 浜田市、那賀郡三隅町界に設置した標柱

基点第五十八号から百四十一度三十分の方向と最大高潮時海岸

ア

線との交点

二 関係地区

浜田市津摩町、治和町、西村町及び折居町

◎公示番号 共第三十三号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	二月一日から六月三十日まで
		いわのり〃
		十一月一日から翌年三月三十一日まで
		てんぐさ〃
		四月一日から九月三十日まで
もずく	〃	四月一日から八月三十日まで
ひじき	〃	十一月一日から翌年六月三十日まで
あわび	〃	一月一日から九月三十日まで
あわび	〃	一月一日から十一月三十一日まで
とこぶし	〃	十一月一日から翌年六月三十日まで
さざえ	〃	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ	〃	一月一日から十二月三十一日まで
うに	〃	一月一日から十二月三十一日まで
たこ	〃	一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

3 那賀郡三隅町大字西河内、湊浦、古市場及び岡見地先

次の基点第六十二号から三百十四度の方向及び基点第六十三号から三百一十九度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、那賀郡三隅町大字湊浦地内山陰本線三

隅川鉄橋下流端の線から上流の三隅川を除く。

次の基点第六十一号から三百十四度の方向及び基点第六十二号から三百十四度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、那賀郡三隅町大字折居地先

3 漁場の区域

基点第六十二号 那賀郡三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱

基点第六十三号 那賀郡三隅町、益田市界に設置した標柱

トルの線とによって囲まれた区域

基点第六十一号 浜田市、那賀郡三隅町界に設置した標柱

基点第六十二号 那賀郡三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱

二 関係地区

那賀郡三隅町大字折居、浜田市津摩町、治和町、西村町及び折居町

◎公示番号 共第三十四号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	二月一日から六月三十日まで
		いわのり〃
		十一月一日から翌年三月三十一日まで
もずく	〃	四月一日から八月三十日まで
ひじき	〃	十一月一日から翌年六月三十日まで
あわび	〃	一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし	〃	一月一日から十二月三十一日まで
さざえ	〃	一月一日から十二月三十一日まで
なまこ	〃	一月一日から十二月三十一日まで
うに	〃	一月一日から十二月三十一日まで
たこ	〃	一月一日から十二月三十一日まで

二 関係地区

那賀郡三隅町大字西河内、湊浦、古市場及び岡見

◎公示番号 共第三十五号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

いわのり

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

いわのり いわのり いわのり

てんぐさ てんぐさ てんぐさ

あわび あわび あわび

もずく もずく もずく

あわび あわび あわび

うに うに うに

たこ たこ たこ

なまこ なまこ なまこ

いわがき いわがき いわがき

さざえ さざえ さざえ

はまぐり はまぐり はまぐり

とこぶし とこぶし とこぶし

さざえ さざえ さざえ

たこ たこ たこ

うに うに うに

なまこ なまこ なまこ

ひじき ひじき ひじき

あわび あわび あわび

もずく もずく もずく

あわび あわび あわび

うに うに うに

たこ たこ たこ

なまこ なまこ なまこ

いわがき いわがき いわがき

さざえ さざえ さざえ

2 漁場の位置

益田市地先

3 漁場の区域

次の基点第六十三号から三百二十九度の方向及び基点第六十四号から零度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第六十五号とアを結ぶ線から上流の高津川を除く。

基点第六十三号 那賀郡三隅町、益田市界に設置した標柱

基点第六十四号 島根県、山口県界（鉢崎）に設置した標柱

基点第六十五号 益田市中島町高津川河口右岸導流堤基部に設置した標柱

ア 基点第六十五号から二百三十七度の方向と対岸との交点

二 関係地区

益田市

◎公示番号 共第三十六号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

いわのり いわのり いわのり

てんぐさ 四月一日から九月三十日まで
もずく 四月一日から八月三十一日まで
あわび 一月一日から十二月三十一日まで

◎公示番号 共第三十七号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

いわのり いわのり いわのり

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

いわのり いわのり いわのり
十一月一日から翌年三月三十一日まで
十一月一日から翌年三月三十一日まで
十一月一日から翌年三月三十一日まで

2 漁場の位置

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	2 漁場の位置	3 漁場の区域
第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで	益田市土田町高島地先	高島周囲最大高潮時海岸線から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域
第一種共同漁業 わかめ漁業 十一月一日から翌年三月三十一日まで		
第一種共同漁業 わかめ漁業 四月一日から八月三十一日まで		
第一種共同漁業 わかめ漁業 一月一日から十二月三十一日まで		

◎公示番号 共第三十八号
一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類

漁業の名称 及び 漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで	第一種共同漁業 わかめ漁業 十一月一日から翌年三月三十一日まで	第一種共同漁業 わかめ漁業 四月一日から八月三十一日まで	第一種共同漁業 わかめ漁業 一月一日から十二月三十一日まで
いわのり〃 十一月一日から六月三十日まで	いわのり〃 十一月一日から六月三十日まで	いわのり〃 十一月一日から六月三十日まで	いわのり〃 十一月一日から六月三十日まで
てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで	てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで	てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで	てんぐさ〃 四月一日から九月三十日まで
もずく〃 四月一日から八月三十一日まで	もずく〃 四月一日から八月三十一日まで	もずく〃 四月一日から八月三十一日まで	もずく〃 四月一日から八月三十一日まで
あわび〃 一月一日から十二月三十一日まで	あわび〃 一月一日から十二月三十一日まで	あわび〃 一月一日から十二月三十一日まで	あわび〃 一月一日から十二月三十一日まで
とこぶし〃 一月一日から十二月三十一日まで	とこぶし〃 一月一日から十二月三十一日まで	とこぶし〃 一月一日から十二月三十一日まで	とこぶし〃 一月一日から十二月三十一日まで

二 関係地区

益田市

◎公示番号 共第三十九号

一 免許の内容たるべき事項

1

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 二月一日から六月三十日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 十一月一日から翌年三月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 四月一日から八月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

二 関係地区

二 関係地区

益田市

益田市土田町伊勢島地先
伊勢島周囲最大高潮時海岸線から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域

3

漁場の区域

益田市

◎公示番号 共第一百一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類
漁業の名称
漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

三生島周囲最大高潮時海岸線から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域

3

漁場の区域

二 関係地区

益田市

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡美保関町大字福浦及び竹崎鼻以東の大字森山地先

3 漁場の区域

次の基点第一号、ア、イ、ウ、エ及び基点第三号の各点を順次に結んだ線（ただし、ウ、エ間はエより境港防波堤北側の線に沿ってウに至る。）並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第一号 八束郡美保関町大字森山竹崎鼻南端に設置した標柱

基点第二号 八束郡美保関町大字森山、福浦界に設置した標柱

基点第三号 鳥取県境港防波堤灯台の尖端から零度の方向と最大高潮時海岸線との交点

ア 基点第一号から二百十一度二十分八十メートルの点

イ 基点第二号から百六十六度三十分百七十メートルの点

ウ 基点第二号から百六十六度三十分の方向と境港防波堤北側の線の延長線との交点

エ 鳥取県境港防波堤灯台

二 関係地区

◎公示番号 共第百二号

1 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

一月一日から十二月三十一日まで

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

雜魚固定式さし網

五月一日から八月三十一日まで

とびうお固定式さし網

三月一日から六月三十日まで

1 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

ぶり、はまち固定式

さし網（かさ網）

雜魚固定式さし網

とびうお固定式さし網

五月一日から八月三十一日まで

いかかごづけ
三月一日から六月三十日まで

二 関係地区

八束郡美保関町大字美保関及び雲津

1 免許の内容たるべき事項

2 漁場の位置

沖の御前島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線によって囲まれた区域

3 漁場の区域

八束郡美保関町大字美保関及び雲津

2 漁場の位置
八束郡美保関町大字美保関及び雲津地先

3 漁場の区域

次の基点第四号から二百六度の方向及び美保関灯台基部中央から四十四度の方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸二千メートルの線とによって囲まれた区域並びに基点第五号から七度の方向及び美保関灯台基部中央から四十四度の方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸一千メートルの線とによって囲まれた区域

基点第四号 八束郡美保関町海崎鼻突端に設置した標柱

基点第五号 八束郡美保関町大字雲津、諸喰界に設置した標柱

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 雜魚小型定置漁業

漁業時期

第二種共同漁業

ぶり、はまち固定式

さし網（かさ網）〃〃

雜魚固定式さし網〃〃

とびうお固定式さし網〃五月一日から八月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡美保関町大字諸喰、七類、片江及び菅浦地先

3 漁場の区域

次の基点第五号から七度の方向及び基点第六号から五度三十分の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域

基点第五号 八束郡美保関町大字雲津、諸喰界に設置した標柱

基点第六号 八束郡美保関町大字菅浦、北浦界に設置した標柱

二 関係地区

八束郡美保関町大字諸喰、七類、片江及び菅浦

3 漁場の区域

次の基点第七号から四十八度の方向、基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線及び基点第十二号から三百二十一度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域

基点第七号 八束郡美保関町、島根町界附近に設置した標柱

基点第十一号 八束郡島根町大字野波、加賀界に設置した標柱

とびうお固定式さし網〃五月一日から八月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡美保関町大字北浦、千酌及び笠浦地先

3 漁場の区域

次の基点第六号から五度三十分の方向及び基点第七号から四十八度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とに

よって囲まれた区域

基点第六号 八束郡美保関町大字菅浦、北浦界に設置した標柱

基点第七号 八束郡美保関町、島根町界附近に設置した標柱

二 関係地区

◎公示番号 共第百六号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 雜魚小型定置漁業

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業
ぶり、はまち固定式
さし網（かさ網）〃〃

雜魚固定式さし網〃〃

とびうお固定式さし網〃五月一日から八月三十一日まで

ばいかごづけ〃

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡島根町大字野井、野波及び多古地先

3 漁場の区域

次の基点第七号から四十八度の方向、基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線及び基点第十二号から三百二十一度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域

基点第十一号 八束郡島根町大字野波、加賀界に設置した標柱

基点第十二号 八束郡島根町大字野波、加賀界嫁島北西端に設置した標柱

とびうお固定式さし網〃五月一日から八月三十一日まで

二 関係地区

◎公示番号 共第百七号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	ぶり、はまち固定式	一月一日から十二月三十一日まで
雑魚固定式さし網	さし網（かさ網）漁業	とびうお固定式さし網
漁場の位置	八束郡島根町大字加賀地先	八束郡島根町大字大芦
3	漁場の区域	二 関係地区
	次の基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線、基点第十二号から三百二十度の方向及び基点第十三号から三百十度三十分の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域	基点第十九号 八束郡島根町、鹿島町界に設置した標柱
2	漁場の位置	八束郡島根町大字大芦
八束郡島根町大字加賀地先		八束郡島根町大字大芦
3	漁場の区域	二 関係地区
	次の基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線、基点第十二号から三百二十度の方向及び基点第十三号から三百十度三十分の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域	基点第十九号 八束郡島根町、鹿島町界に設置した標柱
2	漁場の位置	八束郡島根町大字大芦
八束郡島根町大字加賀地先		八束郡島根町大字大芦
◎公示番号 共第百八号		◎公示番号 共第百九号
1	免許の内容たるべき事項	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類 演業の名称
	漁業種類 演業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	漁業の名称	第一種共同漁業 雜魚小型定置漁業
第二種共同漁業	漁業の名称	ぶり、はまち固定式
第三種共同漁業	漁業の名称	さし網（かさ網）
	漁業の名称	とびうお固定式さし網
ぶり、はまち固定式		五月一日から八月三十一日まで
		一月一日から十二月三十一日まで
3	漁場の区域	二 関係地区
	次の基点第十九号から三百二十四度の方向及び基点第二十号から三百四十九度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第二十一号、ア及び基点第二十二号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。	基点第十九号 八束郡島根町、鹿島町界に設置した標柱
2	漁場の位置	二 関係地区
八束郡鹿島町大字御津地先		八束郡鹿島町大字御津地先
3	漁場の区域	二 関係地区
	次の基点第十九号から三百二十四度の方向及び基点第二十号から三百四十九度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第二十一号、ア及び基点第二十二号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。	基点第二十号 八束郡鹿島町大字御津、片句界に設置した標柱
2	漁場の位置	二 関係地区
八束郡鹿島町大字御津地先		八束郡鹿島町大字御津地先
3	漁場の区域	二 関係地区
	次の基点第十三号から三百十度三十分の方向及び基点第十九号から三百二十四度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域	基点第十九号 八束郡鹿島町大字御津、片句界に設置した標柱

◎公示番号 共第百十号
八束郡鹿島町大字御津 ウ

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業の名称

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業
ぶり、はまち固定式

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

さし網（かさ網）〃〃
雑魚固定式さし網 〃〃

とびうお固定式さし網〃 五月一日から八月三十一日まで
ばいかごづけ 〃 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡鹿島町大字片句、手結、恵曇町及び古浦地先

3 漁場の区域

次の基点第二十号から三百四十九度の方向及び基点第二十五号から三百五十七度の方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域（基点第二十四号とアを結ぶ線以南の佐陀川を除く。）

ただし、基点第二十号、イ及び基点第二十三号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第二十号 八束郡鹿島町大字御津、片句界に設置した標柱

基点第二十五号 八束郡鹿島町、松江市界通称カル島北端に設置した標柱

基点第二十三号 八束郡鹿島町大字片句神出島東端に設置した標柱

基点第二十四号 八束郡鹿島町大字恵曇町地内湊橋右岸下流側つけ根に設置した

標柱

湊橋下流端の線が対岸と交わる点

十六度の方向との交点

イ ア

◎公示番号 共第百十一号
八束郡鹿島町大字片句、手結、恵曇町及び古浦 オ

◎公示番号 共第百十一号
八束郡鹿島町大字片句、手結、恵曇町及び古浦 ウ

通称イデノ鼻（別途に設置する標柱）
ウから百五十四度の方向とオから二百六十四度の方向との交点
通称マツカゲ（別途に設置する標柱）

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業の名称

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業
ぶり、はまち固定式

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

さし網（かさ網）〃〃
雑魚固定式さし網 〃〃

とびうお固定式さし網〃 五月一日から八月三十一日まで
ばいかごづけ 〃 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡鹿島町大字片句、手結、恵曇町及び古浦

3 漁場の区域

次の基点第二十五号から三百五十七度の方向及び基点第二十六号から辻石見通しの方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域

次の基点第二十五号から三百五十七度の方向及び基点第二十六号から辻石見通しの方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域

基点第二十五号 八束郡鹿島町、松江市界通称カル島北端に設置した標柱

基点第二十六号 平田市東地合地先灘辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長線と最大高潮時海岸線との交点（通称尾崎鼻に設置した標柱）

二 関係地区

松江市秋鹿町及び魚瀬町

◎公示番号 共第百十二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業の名称

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚固定式さし網漁業 一月一日から十二月三十一日まで
とびうお固定式さし網〃 五月一日から八月三十一日まで

基点第二十八号 平田市、簸川郡大社町界笠松山西岩角に設置した標柱

二 関係地区

平田市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町

2 漁場の位置
平田市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町地先

3 漁場の区域

次の基点第二十六号から辻石見通しの方向及び基点第二十七号から三百三十九度の方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域

基点第二十六号 平田市東地合地先灘辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長

線と最大高潮時海岸線との交点（通称尾崎鼻に設置した標柱）

基点第二十七号 平田市三津町、美保町界（通称犬戻し）に設置した標柱

一 関係地区

平田市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町

◎公示番号 共第百十三号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期
第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業 一月一日から十二月三十一日まで

漁業種類 漁業の名称 漁業時期
漁業の名称 漁業時期
第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業 一月一日から十二月三十一日まで

二 関係地区

◎公示番号 共第百十四号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期
第二種共同漁業 雜魚固定式さし網 〃〃

2 漁場の位置

簸川郡大社町及び出雲市外園町地先

3 漁場の区域

次の基点第二十八号から三百五十四度の方向及び基点第三十二号から二三百六十二度の方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域並びに基点第三十二号、ア、イ、ウ、エ及び基点第二十九号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第二十八号 平田市、簸川郡大社町界笠松山西岩角に設置した標柱

基点第三十二号 篓川郡大社町大字日御崎追石鼻南西端に設置した標柱

基点第三十三号 篓川郡大社町大字日御崎御立島に設置した標柱

基点第三十四号 篓川郡大社町大字杵築北、大社漁港冲防波堤突端

基点第二十九号 出雲市、簸川郡湖陵町界に設置した標柱

基点第三十二号から二百六十二度七百メートルの点
基点第三十三号から一百三度一千メートルの点

基点第三十四号から一百十一度三千九百メートルの点
基点第二十九号から一百七十九度三千メートルの点

ア イ ウ エ
基点第三十二号から二百六十二度七百メートルの点
基点第三十三号から一百三度一千メートルの点

基点第三十四号から一百十一度三千九百メートルの点
基点第二十九号から一百七十九度三千メートルの点

基点第三十二号から二百六十二度七百メートルの点
基点第三十三号から一百三度一千メートルの点

基点第三十四号から一百十一度三千九百メートルの点
基点第二十九号から一百七十九度三千メートルの点

二 関係地区

◎公示番号 篠川郡大社町及び出雲市外園町
共第百十五号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業の名称

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

雜魚固定式さし網

漁業時期
五月一日から八月三十一日まで
一月一日から十二月三十一日まで

とびうお固定式さし網
いかかごづけ
ばいかごづけ

二月一日から八月三十一日まで
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置
篠川郡湖陵町地先

3 漁場の区域

次の基点第三十号、オ、カ、キ及び基点第三十一号の各点を順次に結んだ線並びに最
大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第三十号 出雲市、篠川郡湖陵町界に設置した標柱

基点第三十号 篠川郡湖陵町、多伎町界に設置した標柱

エ 基点第二十九号から三百七十九度三千メートルの点

オ 基点第三十号から三百三十八度三十分二千五百メートルの点

カ 基点第三十一号から三百一十九度千メートルの点

キ 基点第三十号から三百三十九度三千メートルの点

◎公示番号 共第百十六号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業の名称

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

雜魚固定式さし網

漁業時期
とびうお固定式さし網
二月一日から八月三十一日まで
いかかごづけ
二月一日から八月三十一日まで

2 漁場の位置
篠川郡多伎町地先

ばいかごづけ
一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の区域

次の基点第三十号、オ、カ、キ及び基点第三十一号の各点を順次に結んだ線並び
に最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第三十号 篠川郡多伎町大字口田儀、笠取鼻北端に設置した標柱

基点第三十一号 篠川郡多伎町、大田市界源藏塚に設置した標柱

オ 基点第三十号から三百三十九度三千メートルの点

カ 基点第三十号から三百三十九度三千メートルの点

キ 基点第三十一号から三百一十九度千メートルの点

◎公示番号 共第百十七号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業の名称

第二種共同漁業 雜魚固定式さし網漁業

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで
ばいかごづけ
〃

2 漁場の位置
大田市朝山町地先

3 漁場の区域

次の基点第四十一号から三百一十九度の方向及びアから三百四十四度の方向との
一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線と
によって囲まれた区域

基点第四十一号 大田市、篠川郡多伎町界源藏塚に設置した標柱

ア 基点第四十二号 大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱
基点第四十二号から百六十四度の方向と最大高潮時海岸線との

交点

二 関係地区

大田市朝山町

◎公示番号 共第百十八号

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚固定式さし網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

とびうお固定式さし網〃 五月一日から八月三十一日まで
ばいかごづけ〃 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

大田市波根町地先

3 漁場の区域

次の基点第四十三号から三百二十四度の方向、基点第四十四号とアを結ぶ線及び
アから三百二十四度の方向との直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含
む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域

基点第四十三号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱
基点第四十四号 大田市久手町波根西掛戸橋中央
ア 島しょを含む。）から距岸五百メートルの線との交点

2 漁場の位置

大田市久手町柳瀬

3 漁場の区域

次の基点第四十三号から三百二十四度の方向、基点第四十四号とアを結ぶ線及び
アから三百二十四度の方向との直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含
む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域

基点第四十四号 大田市久手町波根西掛戸橋中央
ア 島しょを含む。）から距岸五百メートルの線との交点

交点

二 関係地区

大田市久手町柳瀬

◎公示番号 共第百二十号

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

三月一日から十一月三十日まで

基点第四十三号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱
ア 基点第四十二号から百六十四度の方向と最大高潮時海岸線との
交点

2 漁場の位置

大田市久手町波根西（柳瀬地先を除く。）刺鹿及び鳥井町鳥越地先

◎公示番号 共第百十九号

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

第二種共同漁業 雜魚固定式さし網漁業

一月一日から十一月三十日まで

とびうお固定式さし網〃 五月一日から八月三十一日まで
ばいかごづけ〃 一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の区域

次の基点第四十四号とアを結ぶ線、アから三百二十四度の方向、基点第四十五号
トイを結ぶ線及びイから三百二十四度の方向との直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸
島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域

基点第四十五号 大田市鳥井町鳥越、迫界に設置した標柱（迫川尻）
ア 基点第四十四号 大田市久手町波根西掛戸橋中央

ばいかごづけ〃 一月一日から十二月三十一日まで
とびうお固定式さし網〃 五月一日から八月三十一日まで
ばいかごづけ〃 一月一日から十二月三十一日まで

イ

島しょを含む。）から距岸五百メートルの線との交点
基点第四十五号から三百三十一度の方向と最大高潮時海岸線
(沿岸島しょを含む。)から距岸五百メートルの線との交点

二 関係地区

大田市久手町波根西（柳瀬を除く。）刺鹿及び鳥井町鳥越

◎公示番号 共第百二十一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

一月一日から十二月三十一日まで

雜魚固定式さし網

〃 〃 三月一日から七月三十一日まで

第一共同漁業 雜魚固定式さし網

〃 〃 五月一日から八月三十一日まで

とびうお固定式さし網

〃 〃 一月一日から十二月三十一日まで

ばいかごづけ

〃 〃 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

大田市鳥井町地先（同町鳥越地先を除く。）

3 漁場の区域

次の基点第四十五号とイを結ぶ線、イから三百四度の方向及びアから三百十四度

の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートル

の線とによって囲まれた区域

大田市鳥井町地先（同町鳥越地先を除く。）

漁場の区域

イ

大田市鳥井町鳥越、迫界に設置した標柱（迫川尻）

基点第四十六号 大田市鳥井町、静間町界に設置した標柱（善久庵山の鼻）

ア

大田市鳥井町、静間町界に設置した標柱（善久庵山の鼻）

ト尔の線とによって囲まれた区域

二 関係地区

大田市鳥井町（同町鳥越を除く。）

◎公示番号 共第百二十二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

一月一日から十二月三十一日まで

雜魚固定式さし網

〃 〃 三月一日から七月三十一日まで

第一共同漁業 雜魚固定式さし網

〃 〃 五月一日から八月三十一日まで

とびうお固定式さし網

〃 〃 一月一日から十二月三十一日まで

ばいかごづけ

〃 〃 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

大田市五十猛町地先

3 漁場の区域

次の基点第四十七号から三百三十九度の方向、アとイを結ぶ線及びイから三百四度

の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートル

トルの線とによって囲まれた区域

基点第四十七号 大田市静間町、五十猛町界に設置した標柱（鼻縁岩）

基点第四十八号 大田市五十猛町、邇摩郡仁摩町大字宅野町通称猛鬼冲合三角岩

頂上に設置した標柱

基点第四十八号から百八度の方向と最大高潮時海岸線との交点
アから二百八十八度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線との交点

二 関係地区

大田市五十猛町

○公示番号 共第百二十四号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

漁業種類 漁業の名称

第二種共同漁業 雜魚固定式さし網

いかかごづけ

漁業時期
一月一日から十一月三十一日まで
一月一日から十一月三十一日まで
一月一日から七月三十一日まで

2 漁場の位置

邇摩郡仁摩町地先

3 漁場の区域

次の基点第四十九号から三百九度の方向及び基点第五十号から一百九十二度の方
向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートル
の線とによって囲まれた区域

基点第四十九号 邇摩郡仁摩町、温泉津町界十字標（通称古竜明神原の鼻平場の
突端）に設置した標柱

2 漁場の位置

邇摩郡温泉津町地先

3 漁場の区域

次の基点第四十九号から三百九度の方向及び基点第五十号から一百九十二度の方
向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートル
の線とによって囲まれた区域

基点第五十号 突端に設置した標柱

2 関係地区

邇摩郡温泉津町

○公示番号 共第百二十六号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業種類 漁業の名称

漁業種類 漁業の名称

漁業種類 漁業の名称

漁業種類 漁業の名称

漁業種類 漁業の名称

いかかごづけ

ばいかごづけ

一月一日から十一月三十一日まで

○公示番号 共第百二十五号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

いかかごづけ

ばいかごづけ

一月一日から十一月三十一日まで

二 関係地区

邇摩郡仁摩町

2 漁場の位置 江津市地先	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業 漁業の名称 雜魚固定式さし網	漁業時期 三月一日から十一月三十日まで 一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の区域 基点第五十号、カ、キ、ク、ケ及び基点第五十一号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域。ただし、基点第五十二号とアを結ぶ線から上流の江川並びに基点第五十三号、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。	いかかごづけ	三月一日から七月三十一日まで
3 漁場の区域 基点第五十一号 江津市波子町ウヅ川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱	柱	
基点第五十二号 江津市温泉津町、江津市界に設置した標柱（通称田尻北の鼻）		
基点第五十三号 江津市渡津町通称来留矢北端に設置した標柱		
基点第五十四号 江津市渡津町江津灯台		
基点第五十五号 江津市波子町大崎鼻北端に設置した標柱		
基点第五十六号 浜田市下府町、生湯町界に設置した標柱（鰯山頂上）		
二 関係地区 ○公示番号 共第百一十八号		
1 免許の内容るべき事項		
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 漁業種類 漁業の名称 第一種共同漁業 いかかごづけ漁業 漁業時期 三月一日から七月三十一日まで		
2 漁場の位置 基点第五十一号から三百二十一度千メートルの点及び原井町地先		
3 漁場の区域 次の基点第五十六号から三百十一度の方向、基点第五十七号、ア及びイを順次に結んだ線並びにイから三百十四度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第五十七号、共第百一十七号		
一 免許の内容るべき事項 江津市		
二 関係地区 江津市		
◎公示番号 共第百一十七号		
一 免許の内容るべき事項 江津市		

第五十七号、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスを順次に結んだ線、海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第五十六号 浜田市下府町、生湯町界に設置した標柱（鰐山頂上）

基点第五十七号 浜田市原井町、熱田町界に設置した標柱（道路暗渠吹出口中央）

点甲 浜田市瀬戸ヶ島町浜田漁港瀬戸ヶ島西防波堤基部標柱

基点第五十七号から三百九度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸

島しょを含む。）から五百メートルの線との交点

アから二百八十四度の方向と大崎鼻北東端と矢籠島北西端を結

ぶ線との交点

基点第五十七号から三百九度一百五十二メートルの点

ウから三百三十八度七百二十一メートルの点

エから六十二度三十分百九十五メートルの点

オから三百三十三度六十八メートルの点

カから六十二度三十分九十メートルの点

キから三十四度六十メートルの点

クから三百三十三度一百三十メートルの点

ケから三百三十七度百七十メートルの点

コから三百四十二度三十分十八メートルの点

サから七十一度三十分六十メートルの点

シから五十三度三十分の方向と陸岸との交点

点甲から百二度四十・六メートルの点

ソから三十六度三十分九メートルの点

タから百五十四度三百八十メートルの点
チから二百三十三度三十分九・二メートルの点
ツから百四十三度三十分三百二十メートルの点
テから百八十七度七十メートルの点
トから百七十六度三十分七十メートルの点

ナ　ト　テ　ツ　チ　タ　ソ　セ　ス　シ　サ　コ　ケ　ク　キ　オ　カ　エ　ウ　イ　ア

二 関係地区 ナから百五十度三十分の方向と陸岸との交点

浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町、原井町、高田町、真光町、清水町、原町及び京町

◎公示番号 共第百一十九号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雜魚固定式さし網漁業 一月一日から十二月三十一日まで

いかかごづけ ハ 三月一日から七月三十一日まで

2 漁場の位置

浜田市熱田町、長浜町、日脚町及び治和町（テギレ島東端以東）地先

3 漁場の区域

次の基点第五十七号から三百九度の方向、エから二百八十四度の方向、カから三百十四度の方向及びアから三百二十一度三十分の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第五十九号とイを結ぶ線から上流の周布川及び基点第五十七号、エ、オ及びウを順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第五十七号 浜田市原井町、熱田町界に設置した標柱（道路暗渠吐出口中央）

基点第五十八号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱

基点第五十九号 浜田市日脚町周布川河口左岸大岩頂上に設置した標柱

ア 基点第六十号 浜田市長浜町桶島中央に設置した標柱

線との交点

基点第五十九号から百六十三度三十分の方向と対岸との交点

基点第六十号から百四十九度三十分の方向と最大高潮時海岸線との交点

オ

カ

島しょを含む。）から距岸五百メートルの線との交点
エから二百八十四度の方向とウから十九度三十分の方向との交
エから二百八十四度の方向と大崎鼻北端と矢箇島北西端とを結
ぶ線との交点

二 関係地区

浜田市熱田町、長浜町及び日脚町

◎公示番号 共第百三十号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業 いかかごづけ漁業	" 三月一日から七月三十一日まで	" 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

浜田市津摩町、治和町（テギレ島東端以西）、西村町及び折居町地先

3 漁場の区域

次のアから三百一十一度三十分の方向及び基点第六十一号から三百十四度の方向
との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの
線とによって囲まれた区域

基点第五十八号 浜田市津摩町、治和町（テギレ島東端に設置した標柱
基点第六十一号 浜田市、那賀郡三隅町界に設置した標柱

基点第五十八号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱
基点第六十一号 浜田市、那賀郡三隅町界に設置した標柱

ア 基点第五十八号から百四十一度三十分の方向と最大高潮時海岸
線との交点

二 関係地区

浜田市津摩町、治和町、西村町及び折居町

◎公示番号 共第百三十一号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業	雜魚固定式さし網	" "

漁業時期

第一種共同漁業 雜魚小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
雜魚固定式さし網	" "
いからごづけ	" 三月一日から七月三十一日まで
ばいからごづけ	" 一月一日から十二月三十一日まで
那賀郡三隅町大字折居地先	2 漁場の位置

3 漁場の区域
那賀郡三隅町大字折居、浜田市津摩町、治和町、西村町及び折居町

次の基点第六十一号から三百十四度の方向及び基点第六十二号から三百十四度の
二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線と

によって囲まれた区域

基点第六十一号 浜田市、那賀郡三隅町界に設置した標柱
基点第六十二号 那賀郡三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱

二 関係地区

那賀郡三隅町大字折居、浜田市津摩町、治和町、西村町及び折居町

◎公示番号 共第百三十二号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業	雜魚固定式さし網	" "

いからごづけ

" 三月一日から七月三十一日まで

2 漁場の位置

那賀郡三隅町大字西河内、湊浦、古市場及び岡見地先

3 漁場の区域

次の基点第六十二号から三百十四度の方向及び基点第六十三号から三百一十九度
の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メー
トルの線とによって囲まれた区域。ただし、那賀郡三隅町大字湊浦地内山陰本線三
隅川鉄橋下流端の線から上流の三隅川を除く。

基点第六十二号 那賀郡三隅町大字鼻頂上に設置した標柱

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

基点第六十三号、那賀郡三隅町、益田市界に設置した標柱
二 関係地区
那賀郡三隅町大字西河内、湊浦、古市場及び岡見

◎公示番号 共第百三十三号

二 関係地区

那賀郡三隅町大字西河内、湊浦、古市場及び岡見

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

漁業時期 三月一日から十一月三十日まで

雜魚固定式さし網

漁業時期 一月一日から十一月三十日まで

とびうお固定式さし網

漁業時期 五月一日から八月三十一日まで

いかかごづけ

漁業時期 三月一日から七月三十一日まで

ばいかごづけ

漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

益田市地先

3 漁場の区域

次の基点第六十三号から三百二十九度の方向並びに基点第六十六号から二百四十度の方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線によつて囲まれた区域。

度の方向との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線とによって囲まれた区域。

十四号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、基点第六十五号とアを結ぶ線から上流の高津川を除く。

基点第六十三号 那賀郡三隅町、益田市界に設置した標柱

島根県、山口県界（鉢崎）に設置した標柱

基点第六十四号 島根県、山口県界（鉢崎）に設置した標柱

基点第六十五号 益田市中島町高津川河口右岸潮流堤基部に設置した標柱

基点第六十六号 益田市西平原町魚待鼻突端に設置した標柱

基点第六十五号から一百三十七度の方向と対岸との交点

基点第六十六号から二百四十度千メートルの点

基点第六十六号と益田市飯浦町飯浦漁港灯台とを結んだ線と益田市遠田町鵜ノ鼻突端とエとを結んだ線との交点

基点第六十四号から零度千五百メートルの点

エ イ ウ ア ク

◎公示番号 共第百三十四号

二 関係地区

益田市

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚固定式さし網漁業

漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

益田市土田町高島地先

3 漁場の区域

高島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸千メートルの線によつて囲まれた区域

二 関係地区

益田市

◎公示番号 共第百五十一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第三種共同漁業 たい、いわし地びき網漁業

漁業時期 一月一日から十一月三十日まで

2 漁場の位置

簸川郡大社町及び出雲市外園町地先

3 漁場の区域

次の基点第三十二号、ア、イ、ウ、エ及び基点第二十九号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第三十二号 箕川郡大社町大字日御崎追石鼻南西端に設置した標柱

基点第三十三号 箕川郡大社町大字日御崎御立島に設置した標柱

基点第三十四号 箕川郡大社町大字杵築北、大社漁港沖防波堤突端

基点第二十九号 出雲市、簸川郡湖陵町界に設置した標柱

ア ク

イ

ウ

エ

基点第三十三号から一百三度二千メートルの点

基点第三十四号から一百十一度二千九百メートルの点

基点第二十九号から三百七十九度三千メートルの点

二 関係地区

簸川郡大社町及び出雲市外園町

◎公示番号 共第百五十二号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第三種共同漁業たい、いわし地びき網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

簸川郡湖陵町地先

3 漁場の区域

次の基点第二十九号、エ、オ及び基点第三十号の各点を順次に結んだ線並びに最

大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第二十九号 出雲市、簸川郡湖陵町界に設置した標柱

基点第三十号 瓢川郡湖陵町、多伎町界に設置した標柱

エ 基点第二十九号から二百七十九度三千メートルの点

オ オ

カ カ

キ キ

◎公示番号 共第百五十三号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第三種共同漁業たい、いわし地びき網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

簸川郡湖陵町

◎公示番号 共第百五十四号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第三種共同漁業たい、いわし地びき網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

江津市地先

3 漁場の区域

江津市地先

次の基点第三十号、オ、カ、キ及び基点第三十一号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第三十号 瓢川郡湖陵町、多伎町界に設置した標柱

基点第三十五号 瓢川郡多伎町大字口田儀、笠取鼻北端に設置した標柱

基点第三十号から三百度三千メートルの点

基点第三十五号から三百三十八度三十分二千五百メートルの点

基点第三十一号から三百二十九度千メートルの点

◎公示番号 共第百五十五号

二 関係地区

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第三種共同漁業たい、いわし地びき網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

江津市地先

基点第五十号 遠摩郡温泉津町、江津市に設置した標柱（通称田尻北の鼻）

基点第五十一号 江津市波子町ウヅ川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱

柱

基点第五十二号 江津市渡津町江川右岸恵比須島西端に設置した標柱

基点第五十三号 江津市渡津町通称来留矢北端に設置した標柱

柱

基点第五十四号 江津市渡津町江津灯台

基点第五十五号 江津市波子町大崎鼻北端に設置した標柱
ア 基点第五十二号から三百三十一度の方向と対岸との交点
イ 基点第五十三号から三百二十五度三十分二百七十四メートルの点
ウ

点

イから三百十七度三十分十メートルの点
ウから二百二十八度三十分二百五十メートルの点

エから百八十度三十分の方向と陸岸との交点
基点第五十四号から三百十五度一千メートルの点

基点第五十五号から三百二十一度千三百メートルの点
基点第五十一号から三百二十一度千三百メートルの点

基点第五十号から三百九十二度三千メートルの点
基点第五十五号から三百二十五度一千メートルの点

基点第五十一号から三百二十一度千三百メートルの点
基点第五十五号から三百二十五度一千メートルの点

ア 基点第六十五号から二百三十七度の方向と対岸との交点
イ 基点第六十六号から二百四十度千メートルの点
エ 基点第六十六号と益田市飯浦町飯浦漁港灯台とを結んだ線と益田市遠田町鵜ノ鼻突端とエとを結んだ線との交点
ウ

基点第六十四号から零度千五百メートルの点
田市遠田町鵜ノ鼻突端とエとを結んだ線との交点

二 関係地区

益田市

(一) 免許予定日及び申請期間

1 免許予定日 平成十五年九月一日

2 申請期間 平成十五年三月一日から同年七月十五日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成十五年九月一日から平成二十五年八月三十日まで

2 制限又は条件

(1) 公示番号共第百二号、共第百四号及び百六号から共第百十一号までに係るもの
ぶり、はまち固定式さし網漁業（かさ網）に使用することのできる漁具の規模は、

網目七センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ七百メートル以内でなければならない。

(2) 公示番号共第百一号から共第百二十七号、共第百二十九号及び共第百三十一号から共第百三十四号までに係るもの
雜魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子

方仕立上がり）五百メートル、網丈百掛以内及び網目六センチメートル以上でなければならぬ。

(3) 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

定置漁業の部

(一) 免許の内容たるべき事項及び関係地区

○公示番号 定第一号

1 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の区域
次に基点第六十三号から三百二十九度の方向及び基点第六十六号から三百四十度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）距岸千メートルの線によって囲まれた区域並びに基点第六十六号、イ、ウ、エ及び基点第六十四号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、基点第六十五号とアを結ぶ線から上流の高津川を除く。

基点第六十三号 那賀郡三隅町、益田市界に設置した標柱

基点第六十四号 島根県、山口県界（鉢崎）に設置した標柱
基点第六十六号 益田市西平原町魚待鼻突端に設置した標柱

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雜魚定置漁業	一月一日から十一月三十一日まで
漁場の位置		
八束郡美保関町大字美保関早見ガ鼻地先		
3 漁場の区域		
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		
基点第百一号	八束郡美保関町大字美保関早見ガ鼻北端	
ア	基点第百一号から三百十五度七十メートルの点	
イ	アの点から百十度四百メートルの点	
ウ	基点第百一号から四十五度九百七十メートルの点	
エ	基点第百一号から三百五十四度七百五十メートルの点	
二 地元地区		
八束郡美保関町大字美保関及び雲津		
◎公示番号 定第二号		
一 免許の内容たるべき事項		
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雜魚定置漁業	一月一日から十一月三十一日まで
2 漁場の位置		
八束郡美保関町大字七類九島高西ノ浜地先		
3 漁場の区域		
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		
基点第百二号	八束郡美保関町大字七類九島高西の鼻に設置した標柱	
ア	基点第百二号から十三度三十メートルの点	
イ	基点第百二号から二十度九百五十メートルの点	
ウ	基点第百二号から三百二十二度九百十メートルの点	
エ	基点第百二号から二百六十度百七十メートルの点	
二 地元地区		
八束郡美保関町大字七類九島高西ノ浜地先		
◎公示番号 定第三号		
一 免許の内容たるべき事項		
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雜魚定置漁業	一月一日から十一月三十一日まで
2 漁場の位置		
八束郡美保関町大字片江		
3 漁場の区域		
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		
基点第百三号	八束郡美保関町大字片江宮磯の鼻に設置した標柱	
ア	基点第百三号から零度五十メートルの点	
イ	基点第百三号から二十三度七百七十メートルの点	
ウ	基点第百三号から三百二十七度八百三十五メートルの点	
エ	基点第百三号から二百八十八度百六十メートルの点	
二 地元地区		
八束郡美保関町大字片江		
◎公示番号 定第四号		
一 免許の内容たるべき事項		
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	一月一日から十一月三十一日まで
2 漁場の位置		
八束郡美保関町大字笠浦津ノ和鼻地先		
3 漁場の区域		
次の基点第百四号、ア、イ、ウ及び基点第百四号の各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域		
基点第百四号	八束郡美保関町大字笠浦津ノ和鼻東端に設置した標柱	
ア	基点第百四号から百五十度三十分二百三十メートルの点	
イ	基点第百四号から七十五度千三百メートルの点	
二 地元地区		
八束郡美保関町大字七類		

八束郡美保関町大字七類
二 地元地区
八束郡美保関町大字七類

二 地元地区 ウ
基点第百四号から五十度二百五十分メートルの点

◎公示番号 定第五号
八束郡美保関町大字笠浦及び千酌

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 一月一日から十一月三十一日まで
漁場の位置

八束郡島根町大字野井築島地先

3 漁場の区域

次の基点第百五号、ア、イ及び基点第百五号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百五号 八束郡島根町大字野井築島地先樋島洞窟南口西側に設置した標柱

ア 基点第百五号から百五十度四百五メートルの点

イ 基点第百五号から九十七度三十分四百五メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町大字野井

◎公示番号 定第六号
一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 一月一日から十一月三十一日まで
漁場の位置

八束郡島根町大字野井築島地先

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 一月一日から十一月三十一日まで
漁場の位置

八束郡島根町大字野井築島地先

3 漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区

域 基点第百五号 八束郡島根町大字野井築島地先樋島洞窟南口西側に設置した標柱

二 地元地区 イ ウ ア エ オ カ
基点第百五号から百五十度四百五メートルの点
基点第百五号から百三十度二十分五百十メートルの点
基点第百五号から八十五度七百八十八メートルの点
基点第百五号から五十二度三十分五百メートルの点
基点第百五号から五十七度三百五十メートルの点
基点第百五号から九十七度三十分四百五メートルの点

◎公示番号 定第七号
八束郡島根町大字野井

一 免許の内容るべき事項
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 一月一日から十一月三十一日まで
漁場の位置

八束郡島根町大字野井築島地先

3 漁場の区域

次の基点第百六号、ア、イ、ウ及び基点第百六号の各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

基点第百六号 八束郡島根町大字多古沖平島南東端に設置した標柱

ア 基点第百六号から百九十度百メートルの点

イ 基点第百六号から九十九度七百メートルの点

ウ 基点第百六号から六十度七百メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町大字多古及び野波

◎公示番号 定第八号
一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 一月一日から十一月三十一日まで

八束郡島根町大字野井築島地先

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 一月一日から十一月三十一日まで

八束郡島根町大字野井築島地先

1 免許の内容るべき事項
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 一月一日から十一月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡島根町大字多古、多古鼻地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百七号 八束郡島根町大字多古ミヨウタノ鼻に設置した標柱

ア イ ウ エ

基点第百七号から二百五十七度三十分七十メートルの点

基点第百七号から二百三十四度九百メートルの点

基点第百七号から三百二十四度七十メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町大字多古及び野波

◎公示番号 定第九号

1 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 雜魚定置漁業 一月一日から十一月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡島根町大字加賀馬島地先

3 漁場の区域

次の基点第百八号、ア、イ、ウ及び基点第百八号の各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

基点第百八号 八束郡島根町大字加賀馬島西ノ鼻に設置した標柱

ア イ ウ

基点第百八号から三百三十五度七百五十メートルの点

基点第百八号から二百八十度七百五十メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町野波

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業

漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡島根町大字大芦角グリ地先

3 漁場の区域

次の基点第百九号、ア、イ及び基点第百九号の各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

基点第百九号 八束郡島根町大字大芦角グリに設置した標柱

基点第百九号から十一度六百メートルの点

ア イ

基点第百九号から三百十八度六百メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町大字大芦

◎公示番号 定第十一号

1 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

定置漁業 ぶり定置漁業

漁業時期

2 漁場の位置

八束郡鹿島町大字御津地先

3 漁場の区域

次の基点第百十号、ア、イ、ウ及び基点第百十号の各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

基点第百十号 八束郡鹿島町大字御津幕島に設置した標柱

基点第百十号から三百三十六度千百メートルの点

基点第百十号から二百九十三度千二百四十メートルの点

ア イ ウ

基点第百十号から二百二十二度四百メートルの点

二 地元地区

八束郡鹿島町大字御津

◎公示番号 定第十号
一 免許の内容たるべき事項

◎公示番号 定第十二号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 一月一日から十一月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡鹿島町大字片句字宇中男島地先

3 漁場の区域

次の基点第百十一号、ア、イ、ウ及び基点第百十一号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百十一号 八束郡鹿島町大字片句字宇中男島東端に設置した標柱
基点第百十一号から百六度百三十メートルの点

二 地元地区

八束郡鹿島町大字片句

◎公示番号 定第十三号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 一月一日から十一月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡鹿島町大字手結ネタキ鼻地先

3 漁場の区域

次の基点第百十一号、ア、イ、ウ、エ及び基点第百十二号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百十二号 八束郡鹿島町大字手結ネタキ鼻北端に設置した標柱

ア 基点第百十二号から七十度三百五十メートルの点
イ 基点第百十二号から十九度八百五十メートルの点

ウ 基点第百十二号から三百三十度六百五十メートルの点
エ 基点第百十二号から二百六十度四十分メートルの点

◎公示番号 定第十四号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 雜魚定置漁業 一月一日から十一月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡鹿島町大字手結寺島地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百十三号 八束郡鹿島町大字手結津上神社裏地に設置した標柱
基点第百十三号から二百五十八度九百七十メートルの点

二 地元地区

八束郡鹿島町大字恵雲町

◎公示番号 定第十五号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 雜魚定置漁業 一月一日から十一月三十一日まで

2 漁場の位置

平田市美保町地先

3 漁場の区域

次の基点第百十五号、ア、イ及び基点第百十五号の各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

基点第百十五号

平田市美保町天狗島に設置した標柱

ア

基点第百十五号から三百五十一度千百メートルの点

イ

基点第百十七号から二百五十九度四百五十メートルの点

二 地元地区

平田市美保町

◎公示番号 定第十六号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

定置漁業

雜魚定置漁業

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

平田市塩津町地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百十六号

平田市塩津町船守神社裏通称青石に設置した標柱

基点第百十六号から三百八十一度三十九度五十五メートルの点

基点第百十六号から三百五十四度三十分千百十五メートルの点

基点第百十六号から三百十九度四十分千二百十メートルの点

基点第百十六号から三百六十四度六百六十三メートルの点

二 地元地区

平田市塩津町

◎公示番号 定第十七号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

定置漁業

ぶり定置漁業

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

平田市十六島町水尻地先

3 漁場の区域

次の基点第百十七号、ア、イ、ウ、エ及び基点第百十七号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百十七号

平田市十六島町水尻地先サカヤ島に設置した標柱

ア

基点第百十七号から一百七十九度四百五十メートルの点

イ

基点第百十七号から二百六十九度六百メートルの点

エ

基点第百十七号から百六十度二百メートルの点

二 地元地区

平田市十六島町

◎公示番号 定第十八号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

2 漁場の位置

平田市塩津町大字杵築西字湊原地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百十八号

簸川郡大社町大字杵築北、大社漁港沖防波堤突端

基点第百十八号から百九十六度三千四百六十三メートルの点

基点第百十八号から一百九度二千五百四十四メートルの点

基点第百十八号から一百三十二度二千八百十八メートルの点

基点第百十八号から一百九度三十九度三千七十五メートルの点

基点第百十八号から一百八度二千八百十八メートルの点

二 地元地区

簸川郡大社町

◎公示番号 定第十九号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

定置漁業

ぶり定置漁業

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

平田市十六島町水尻地先

3 漁場の区域

○公示番号 定第三十二号

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雜魚定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
漁場の位置		
3 篠川郡多伎町大字小田字小田西地先		
2 漁場の区域		
3 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		
基点第百十九号		
ア イ ウ エ ウ		
基点第百十九号から三百五十二度四千四百二十五メートルの点		
基点第百十九号から三百四十一度三千七百六十メートルの点		
基点第百十九号から三百五十四度二千六百十メートルの点		
2 地元地区		
二 篠川郡多伎町		
◎公示番号 定第三十一号		
1 免許の内容たるべき事項		
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雜魚定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置		
3 鳥取郡温泉津町大字湯里地先		
3 漁場の区域		
次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		
基点第百三十一号		
ア イ ウ		
基点第百三十一号		
基点第百三十一号から三百二十度三十メートルの点		
基点第百三十一号から三百一十度千メートルの点		
基点第百三十一号から二百九十三度三十分千メートルの点		
2 地元地区		
二 地元地区		
3 鳥取郡温泉津町大字湯里		

○公示番号 定第三十二号

一 免許の内容たるべき事項		
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雜魚定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置		
3 江津市嘉久志町		
◎公示番号 定第三十三号		
1 免許の内容たるべき事項		
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雜魚定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置		
3 浜田市外ノ浦町地先		
3 漁場の区域		
次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		
基点第百三十三号		
ア イ ウ		
基点第百三十三号		
基点第百三十三号から三百四十度百二十メートルの点		
基点第百三十三号から三百一十度千メートルの点		
基点第百三十三号から二百九十三度三十分八百四十五メートル		
2 地元地区		
二 地元地区		
3 基点第百三十三度から三百四十四度九百メートルの点		

◎公示番号 定第三十四号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称
定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業
漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

那賀郡三隅町大字折居地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百三十四号 那賀郡三隅町大字折居字六郎通称ひらせ中央に設置した標柱

ア 基点第百三十四号から零度百メートルの点

イ 基点第百三十四号から三百五十一度千メートルの点

ウ 基点第百三十四号から三百一十八度九百八十五メートルの点

二 地元地区

那賀郡三隅町

◎公示番号 定第三十五号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称
定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業
漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

益田市高津町地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百三十五号 那賀郡三隅町大字折居字六郎通称ひらせ中央に設置した標柱

ア 基点第百三十五号から八度三十分千百五十メートルの点

イ 基点第百三十五号から二十一度三千メートルの点

二 地元地区 ウ
益田市高津町
基点第百三十五号から一度一千五百七十メートルの点

◎公示番号 定第三十六号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称
定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業
漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

益田市小浜町地先

3 漁場の区域

益田市小浜町

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百三十六号 益田市小浜町小猫島北端に設置した標柱

ア 基点第百三十六号から九度千百三十メートルの点

イ 基点第百三十六号から八度二千一千メートルの点

ウ 基点第百三十六号から三百五十二度三十分千九百六十メートルの点

ルの点

二 地元地区

益田市小浜町

◎公示番号 定第三十七号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称
定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業
漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

益田市高津町地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百三十五号 益田市高津町春日神社鳥井中央

ア 基点第百三十五号から八度三十分千百五十メートルの点

イ 基点第百三十五号から二十一度三千メートルの点

二 地元地区 ウ
益田市飯浦町地先
基点第百三十七号 益田市飯浦町松島頂上に設置した標柱
次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア イ ウ

基点第三百三十七号から十五度六百メートルの点
 基点第三百三十七号から十五度三十分千七百五十メートルの点
 基点第三百三十七号から三百五十六度三十分千七百二十メートル

ルの点

二 地元地区

益田市飯浦町

(二) 免許予定日及び申請期間

1 免許予定日 平成十五年九月一日

2 申請期間 平成十五年三月一日から同年七月十五日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成十五年九月一日から平成二十年八月三十一日まで

2 制限又は条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。
 (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

(3) 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

区画漁業の部
(一) 免許の内容たるべき事項及び関係地区
◎公示番号 区第一号1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期2 漁場の位置
八東郡美保関町大字七類地先3 漁場の区域
八東郡美保関町大字七類

次の基点第三百五号と基点第三百六号を結んだ線及び基点第三百七号と基点第三百八号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第三百五号 八東郡美保関町大字七類九島伝馬前に設置した標柱
 基点第三百六号 八東郡美保関町大字七類角田松南端に設置した標柱
 基点第三百七号 八東郡美保関町大字七類九島南西端に設置した標柱

基点第三百八号 八東郡美保関町大字七類尾戸東端に設置した標柱

二 地元地区

八東郡美保関町大字七類

◎公示番号 区第三号

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期2 漁場の位置
八東郡美保関町大字七類地先

3 漁場の区域

次の基点第三百一号、ア及び基点第三百二号の各点を順次に結んだ線及び最大高
 潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三百一号 八東郡美保関町大字諸喰釣鉢山北端に設置した標柱
 基点第三百二号 八東郡美保関町大字七類塙俵北端に設置した標柱
 基点第三百三号 八東郡美保関町大字七類宇抗島北端に設置した標柱
 基点第三百四号 八東郡美保関町大字諸喰の子島鼻北端に設置した標柱

と基点第三百四号を結んだ線との交点

ア 基点第三百一号と基点第三百三号を結んだ線との交点

二 地元地区

八東郡美保関町大字七類

◎公示番号 区第一号

1 免許の内容たるべき事項

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期3 漁場の位置
八東郡美保関町大字七類

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

2

漁場の位置

八束郡美保関町大字七類地先

3

漁場の区域

次の基点第三百九号、基点第三百十号、基点第三百十一号、ア及び基点第三百十

二号を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三百九号

八束郡美保関町大字七類若松ビシャ島に設置した標柱

基点第三百十号

八束郡美保関町大字七類大黒島西端に設置した標柱

基点第三百十一号

八束郡美保関町大字七類小黒島北端に設置した標柱

基点第三百十二号

八束郡美保関町大字七類片江界に設置した標柱

基点第三百十三号

八束郡美保関町大字片江殿浦に設置した標柱

ア

基点第三百十一号と基点第三百十三号を結ぶ線と基点第三百

十二号から三百四十七度の方向との交点

二 地元地区

八束郡美保関町大字七類

◎公示番号 区第四号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業

わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡美保関町大字片江地先

3 漁場の区域

次の基点第三百十九号、ア及び基点第三百二十号の各点を順次に結んだ線、基点

第三百二十一号と基点第三百二十二号を結んだ線、並びに基点第三百二十三号と基

点第三百二十四号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三百十九号

八束郡美保関町大字片江カブト鼻東端に設置した標柱

基点第三百二十号

八束郡美保関町大字片江小黒島北端に設置した標柱

基点第三百二十一号

八束郡美保関町大字片江蜂巣島西端に設置した標柱

基点第三百二十二号

八束郡美保関町大字片江蜂巣島西端に設置した標柱

基点第三百二十三号

八束郡美保関町大字片江蜂巣島南端に設置した標柱

4 漁場の区域

八束郡美保関町大字片江地先

次の基点第三百十二号、ア、基点第三百十四号、基点第三百十五号、基点第三百

十六号及び基点第三百十七号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とに

よって囲まれた区域

基点第三百十二号

八束郡美保関町大字七類、片江界に設置した標柱

基点第三百十四号

八束郡美保関町大字片江シャクリ島に設置した標柱

基点第三百十五号

八束郡美保関町大字片江中島東端に設置した標柱

基点第三百十六号

八束郡美保関町大字片江中島南端に設置した標柱

基点第三百十七号

八束郡美保関町大字片江大崎通称赤島南端に設置した標柱

ア

号及び基点第三百十八号を見通した線との交点

二 地元地区

八束郡美保関町大字片江

◎公示番号 区第五号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業

わかめ養殖業

十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡美保関町大字片江地先

3 漁場の区域

次の基点第三百十九号、ア及び基点第三百二十号の各点を順次に結んだ線、基点

第三百二十一号と基点第三百二十二号を結んだ線、並びに基点第三百二十三号と基

点第三百二十四号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三百十九号

八束郡美保関町大字片江カブト鼻東端に設置した標柱

基点第三百二十号

八束郡美保関町大字片江小黒島北端に設置した標柱

基点第三百二十一号

八束郡美保関町大字片江蜂巣島西端に設置した標柱

基点第三百二十二号

八束郡美保関町大字片江蜂巣島西端に設置した標柱

基点第三百二十三号

八束郡美保関町大字片江蜂巣島南端に設置した標柱

4 漁場の区域

八束郡美保関町大字片江地先

ア

基点第三百二十号と八束郡美保関町大字片江殿島西端を結んだ線と基点第三百十九号から三百四十度の方向との交点

二 地元地区

八束郡美保関町大字片江

◎公示番号 区第六号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 漁業種類 漁業の名称 第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで	漁業時期 イ ウ
2 渔場の位置 八束郡美保関町大字菅浦地先	
3 渔場の区域 八束郡美保関町大字菅浦地先	
次の基点第三百二十九号、基点第三百二十六号、基点第三百二十七号、ア、イ及 び基点第三百二十五号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域	
基点第三百一十五号 八束郡美保関町大字菅浦鞍島北端に設置した標柱 基点第三百一十六号 八束郡美保関町大字菅浦鳴谷鼻に設置した標柱 基点第三百一十七号 八束郡美保関町大字菅浦木島北端に設置した標柱 基点第三百二十八号 八束郡美保関町大字北浦卷ヶ鼻東端に設置した標柱 基点第六号 八束郡美保関町大字菅浦、北浦界に設置した標柱	
ア イ 点第六号から七度の方向との交点	
二 地元地区 八束郡美保関町大字菅浦 ○公示番号 区第七号	
一 免許の内容るべき事項 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 漁業種類 漁業の名称 第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで	
漁場の位置 八束郡美保関町大字北浦地先	
次の基点第三百二十九号、ア、イ、ウ及び基点第三百二十九号の各点を順次に結 んだ線とによって囲まれた区域	
基点第三百一十九号 八束郡美保関町大字北浦奈倉鼻に設置した標柱 基点第三百一十九号から零度六百メートルの点 ア イ ウ 基点第三百二十九号から三百六十五度六百メートルの点 アから三百六十五度六百メートルの点	
二 地元地区 八束郡美保関町大字北浦 ○公示番号 区第九号	
一 免許の内容るべき事項 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 漁業種類 漁業の名称 第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで	
漁場の位置 八束郡美保関町大字北浦地先	
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域	
基点第三百二十八号 八束郡美保関町大字北浦巻ヶ鼻東端に設置した標柱 ア 基点第三百二十八号から八十度百八十メートルの点	

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 漁業種類 漁業の名称 第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで	漁業時期 イ ウ
2 渔場の位置 八束郡美保関町大字北浦地先	
3 渔場の区域 八束郡美保関町大字北浦地先	
アから三百四十度二百メートルの点 イから百四十九度三百五メートルの点 アから百六十八度三百二十メートルの点	
二 地元地区 八束郡美保関町大字北浦 ○公示番号 区第八号	
一 免許の内容るべき事項 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 漁業種類 漁業の名称 第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで	
漁場の位置 八束郡美保関町大字北浦地先	
次の基点第三百二十九号、ア、イ、ウ及び基点第三百二十九号の各点を順次に結 んだ線とによって囲まれた区域	
基点第三百一十九号 八束郡美保関町大字北浦奈倉鼻に設置した標柱 基点第三百一十九号から零度六百メートルの点 ア イ ウ 基点第三百二十九号から三百六十五度六百メートルの点 アから三百六十五度六百メートルの点	
二 地元地区 八束郡美保関町大字北浦 ○公示番号 区第九号	
一 免許の内容るべき事項 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 漁業種類 漁業の名称 第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで	
漁場の位置 八束郡美保関町大字千酌地先	
3 渔場の区域 八束郡美保関町大字千酌地先	

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域
基点第三百三十号 八束郡美保関町大字千酌、千酌港沖防波堤先端に設置した標柱

柱

ア 基点第三百三十号から五十三度五百メートルの点

イ アから五十三度一百五十メートルの点

ウ イから三百十二度八百五十メートルの点

エ アから三百十一度八百五十メートルの点

二 地元地区

八束郡美保関町大字千酌

◎公示番号 区第十号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡美保関町大字笠浦地先

3 漁場の区域

次の基点第三百三十一号、ア、イ、基点第三百三十二号及び基点第三百三十三号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三百三十一号 八束郡美保関町大字笠浦カモガワキに設置した標柱

基点第三百三十二号 八束郡美保関町大字笠浦池尻に設置した標柱

基点第三百三十三号 八束郡美保関町大字笠浦池尻に設置した標柱

基点第三百三十一号から零度四百五十メートルの点

◎公示番号 区第十一号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 演業時期
第一種区画漁業 こんぶ養殖業 十月一日から翌年六月三十日まで

2 漁場の位置

八束郡島根町大字野井地先

3 漁場の区域

次の基点第三百三十四号、ア、イ、ウ及び基点第三百三十四号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

ア 基点第三百三十四号から三十九度百五十メートルの点

イ 基点第三百三十四号から三十九度百五十メートルの点

ウ アから百二十九度三百メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町大字野井

◎公示番号 区第十二号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年六月三十日まで

2 漁場の位置

八束郡島根町大字野波築島地先

3 漁場の区域

次の基点第三百三十五号、ア、イ、ウ及び基点第三百三十五号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百三十五号 八束郡島根町大字野波築島馬倉に設置した標柱

基点第三百三十五号から三百五十七度三百五十メートルの点

ア ウ イ イから三百六十七度二百五十メートルの点

基点第三百三十五号から三百六十七度二百五十メートルの点

二 地元地区

点

次の基点第三百三十五号から三百五十七度三百五十メートルの点
基点第三百三十五号から三百五十七度三百五十メートルの点

柱

◎公示番号 区第十三号
八束郡島根町大字野波字瀬崎

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称
漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年六月三十日まで

2 渔場の位置

八束郡島根町大字野波字瀬崎地先

3 渔場の区域

次の基点第三百三十六号、ア、イ、ウ及び基点第三百三十六号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百三十六号 八束郡島根町大字野波恋取に設置した標柱

点

アから二百五十四度百五十メートルの点

基点第三百三十六号から一百五十四度三百メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町大字野波字瀬崎

◎公示番号 区第十四号

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称
漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年六月三十日まで

2 渔場の位置

八束郡島根町大字野波字瀬崎

3 渔場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百三十七号 八束郡島根町大字多古字沖泊に設置した標柱

アから三百三十七号から一百四度四百六十メートルの点

◎公示番号 区第十五号
八束郡島根町大字多古字沖泊
イ
エ
ウ

アから百九十四度二百メートルの点
エから百九十四度一百メートルの点
基点第三百三十七号から百四度九百六十メートルの点

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称
漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年六月三十日まで

2 渔場の位置

八束郡島根町大字多古鼻地先

3 渔場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百三十八号 八束郡島根町大字多古ミヨウタノ鼻に設置した標柱

基点第三百三十八号から一百二十三度百四十メートルの点

アから百七十七度一百メートルの点

イから八十八度三百十メートルの点

アから八十八度三百十メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町大字多古字多古

◎公示番号 区第十六号

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称
漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年六月三十日まで

2 渔場の位置

八束郡島根町大字多古字冲泊

3 渔場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百三十七号 八束郡島根町大字多古字冲泊に設置した標柱

アから三百三十七号から一百四度四百六十メートルの点

			次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第三百三十九号　八束郡島根町大字多古多古島南端に設置した標柱
			基点第三百三十九号から百二十八度二百十メートルの点 基点第三百三十九号から一百四十度百八十メートルの点 イから百八十九度百四十メートルの点 アから百八十九度百四十メートルの点
		二 地元地区	八束郡島根町大字多古多古
		◎公示番号 区第十七号	
	一 免許の内容たるべき事項	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	八束郡島根町大字多古多古
		2 漁業種類、漁業の名称	
		3 漁業時期	
		第一種区画漁業　わかめ養殖業　十月一日から翌年六月三十日まで	
		八束郡島根町大字野波字野波地先	
		3 漁場の区域	
		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第三百四十号　八束郡島根町大字野波黒島東端に設置した標柱	
		ア　イ　ウ　エ	アから百十四度五百メートルの点 イから二十四度三百メートルの点 アから二十四度三百メートルの点
	二 地元地区	八束郡島根町大字野波字野波	
◎公示番号 区第十八号			
一 免許の内容たるべき事項			
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類　漁業の名称			
漁業時期			
第一種区画漁業　わかめ養殖業　十月一日から翌年六月三十日まで			
八束郡島根町大字野波地先			
3 漁場の区域			
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第三百四十一号　八束郡島根町大字加賀オグリ島西端に設置した標柱			
ア　イ　ウ　エ			
八束郡島根町大字加賀地先			
◎公示番号 区第十九号			
一 免許の内容たるべき事項			
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
漁業種類　漁業の名称			
漁業時期			
第一種区画漁業　わかめ養殖業　十月一日から翌年六月三十日まで			
八束郡島根町大字加賀地先			
3 漁場の区域			
次の基点第三百四十二号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第三百四十二号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第三百四十二号　八束郡島根町大字加賀滻が下に設置した標柱			
基点第三百四十三号　八束郡島根町大字加賀ハナグリに設置した標柱			
基点第三百四十四号　八束郡島根町大字加賀水谷に設置した標柱			
基点第三百四十五号　八束郡島根町大字加賀見島に設置した標柱			
基点第三百四十三号から二百七度七十メートルの点 基点第三百四十四号から三百五度百二十メートルの点 基点第三百四十五号から三百五度百二十メートルの点			
エ　ウ　イ　ア			
八束郡島根町大字野波字野波			
第一種区画漁業　わかめ養殖業　十月一日から翌年六月三十日まで			
漁業種類　漁業の名称			
漁業時期			

オ 基点第三百四十二号から二百一度百五十メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町大字加賀

◎公示番号 区第二十号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年六月三十日まで

2 漁場の位置

八束郡島根町大字加賀桂島地先

3 漁場の区域

次の基点第三百四十六号、基点第三百四十七号、基点第三百四十八号及びアの各

点を順次に結んだ線並びに基点第三百四十九号とイを結んだ線並びに最大高潮時海

岸線とによって囲まれた区域

基点第三百四十六号 八束郡島根町大字加賀桂島北端に設置した標柱

基点第三百四十七号 八束郡島根町大字加賀波高島南端に設置した標柱

基点第三百四十八号 八束郡島根町大字加賀櫛島西の鼻に設置した標柱

基点第三百四十九号 八束郡島根町大字加賀栗島東端に設置した標柱

ア 基点第三百四十九号から一百八十五度の方向と対岸との交点

二 地元地区

八束郡島根町大字加賀

◎公示番号 区第二十一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年六月三十日まで

2 漁場の位置

八束郡島根町大字加賀

3 漁場の区域
八束郡島根町大字加賀桂島地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第三百五十号 八束郡島根町大字加賀桂島西端に設置した標柱
アから二百四十七度百五十メートルの点
イから百四十度三百五十メートルの点
エから百三十八度三百五十メートルの点
アから百三十八度三百五十メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町大字加賀

◎公示番号 区第二十二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年六月三十日まで

2 漁場の位置

八束郡島根町大字大芦地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百五十一号 八束郡島根町大字大芦松ヶ鼻西側突端に設置した標柱

基点第三百五十一号から二百五十四度六十メートルの点

アから三百五十九度一百メートルの点

イから百五十九度一百メートルの点

アから百五十九度二百メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町大字大芦

◎公示番号 区第二十三号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年六月三十日まで

2 漁場の位置

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	十月一日から翌年六月三十日まで
漁場の位置	八束郡鹿島町大字御津小島地先	
1 漁場の区域	基点第三百五十三号 八束郡鹿島町大字御津小島南端に設置した標柱	
ア イ ウ エ	基点第三百五十一号から九十二度百五十メートルの点 イから九十七度百メートルの点 アから九十七度百メートルの点	
二 地元地区	八束郡鹿島町大字御津	
◎公示番号 区第二十四号		
一 免許の内容たるべき事項		
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業の名称		
第一種区画漁業 わかめ養殖業	十月一日から翌年五月三十一日まで	
2 漁場の位置	八束郡鹿島町大字片句男島地先	
八束郡鹿島町大字片句字中男島地先		
3 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点第三百五十四号 八束郡鹿島町大字片句字中男島東端に設置した標柱		
基点第三百五十四号から五十九度二百五十メートルの点		
ア イ ウ エ	アから九十度四百メートルの点 イから零度三百メートルの点 アから零度三百メートルの点	
二 地元地区	八束郡鹿島町大字片句黒崎湾地先	
3 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点第三百五十五号 八束郡鹿島町大字片句宮崎鼻北端に設置した標柱		
基点第三百五十五号から一百四十六度百五十メートルの点		
ア イ ウ エ	アから零度三百メートルの点	

◎公示番号 区第二十五号
八束郡鹿島町大字片句

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡鹿島町大字片句宮崎鼻地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百五十五号 八束郡鹿島町大字片句宮崎鼻北端に設置した標柱

基点第三百五十五号から四度三百メートルの点

ア イ ウ エ

アから一度三百メートルの点
イから二百七十三度六百メートルの点
アから三百七十三度六百メートルの点

二 地元地区

八束郡鹿島町大字片句

◎公示番号 区第二十六号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡鹿島町大字片句黒崎湾地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百五十五号 八束郡鹿島町大字片句宮崎鼻北端に設置した標柱

基点第三百五十五号から一百四十六度二百八十メートルの点

ア イ ウ エ

アから零度三百メートルの点
アから零度三百メートルの点
アから零度三百メートルの点

点

イから百五十六度二百八十五メートルの点
アから百五十六度二百八十五メートルの点

二 地元地区

八束郡鹿島町大字片句

◎公示番号 区第二十七号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

漁業時期

2 漁場の位置

八束郡鹿島町大字片句、手結界地先倉内湾

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百五十五号 八束郡鹿島町大字片句ナズナ鼻西端に設置した標柱

基点第三百五十七号 八束郡鹿島町片句、手結界に設置した標柱

基点第三百五十六号から百五十二度百六十メートルの点

基点第三百五十七号から六十二度三十分百三十五メートルの点

の点

基点第三百五十七号から六十二度三十分二百六十五メートル

ルの点

二 地元地区

八束郡鹿島町大字片句

◎公示番号 区第二十八号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年六月三十日まで

漁業時期

2 漁場の位置

八束郡鹿島町大字片句、手結界地先倉内湾

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、基点第三百五十八号及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百五十七号 八束郡鹿島町大字片句、手結界に設置した標柱

基点第三百五十八号 八束郡鹿島町大字手結スイカ鼻東端に設置した標柱

基点第三百五十七号から三百五十四度百九十メートルの点

基点第三百五十八号から三百五十四度五百七十メートルの点

点

ウ

点

二 地元地区

八束郡鹿島町大字手結

◎公示番号 区第二十九号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年六月三十日まで

2 漁場の位置

八束郡鹿島町大字古浦男島地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百五十九号 八束郡鹿島町大字古浦男島北東端に設置した標柱

基点第二十五号

八束郡鹿島町、松江市界通称カル島北端に設置した標柱

基点第三百五十九号から三百五十七度百メートルの点

基点第三百五十九号から三百五十七度四百六十メートルの点

基点第二十五号から三百五十七度四百六十メートルの点

二 地元地区

八束郡鹿島町大字古浦

◎公示番号 区第三十号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

漁場の位置

平田市三津町地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百六十九号 平田市三津町通称長ノ涅端に設置した標柱

基点第三百六十一号 平田市三津町千田島北東端に設置した標柱

基点第三百六十号から三百三十九度百六十メートルの点

基点第三百六十号から三百三十九度三百六十メートルの点

基点第三百六十一号から三百三十九度二百五十メートルの点

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第二十八号 平田市、簸川郡大社町界笠松山西岩角に設置した標柱

基点第二十八号から十五度百五十メートルの点

アから八十四度四百メートルの点

エから八十四度三百メートルの点

基点第二十八号から十五度四百五十メートルの点

2 地元地区

平田市猪目町

◎公示番号 区第三十二号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁場の位置

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百六十二号 平田市河下町字灘平四百九十四番地一に設置した標柱

基点第三百六十三号 平田市猪目町平島西端に設置した標柱

基点第三百六十二号から零度二百メートルの点

基点第三百六十一号から零度七百メートルの点

基点第三百六十三号から零度六百五十メートルの点

二 地元地区

八束郡鹿島町大字古浦

◎公示番号 区第三十号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

漁場の位置

平田市小津町及び河下町

◎公示番号 区第三十二号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

平田市猪目町地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第二十八号 平田市、簸川郡大社町界笠松山西岩角に設置した標柱

基点第二十八号から十五度百五十メートルの点

アから八十四度四百メートルの点

エから八十四度三百メートルの点

基点第二十八号から十五度四百五十メートルの点

2 地元地区

平田市猪目町

◎公示番号 区第三十三号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁場の位置

3 漁場の区域

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

漁業の名称

漁業時期

二 地元地区

八束郡鹿島町大字古浦

◎公示番号 区第三十号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

漁場の位置

平田市河下町地先

◎公示番号 区第三十三号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

平田市河下町地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第二十八号 平田市、簸川郡大社町界笠松山西岩角に設置した標柱

基点第二十八号から十五度百五十メートルの点

アから八十四度四百メートルの点

エから八十四度三百メートルの点

基点第二十八号から十五度四百五十メートルの点

2 地元地区

平田市河下町地先

◎公示番号 区第三十三号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁場の位置

3 漁場の区域

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

漁業の名称

漁業時期

2

漁場の位置
簸川郡大社町大字鷺浦地先

3

漁場の区域

次の基点第三百六十四号と基点第三百六十五号を結んだ線及び基点第三百六十六号、基点第三百六十七号及び基点第三百六十八号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三百六十四号

簸川郡大社町大字鷺浦亦島西端に設置した標柱

基点第三百六十五号

簸川郡大社町大字鷺浦長島東端に設置した標柱

基点第三百六十六号

簸川郡大社町大字鷺浦柏島の小島南端に設置した標柱

基点第三百六十七号

簸川郡大社町大字鷺浦日和山鼻西端に設置した標柱

二 地元地区

簸川郡大社町大字鷺浦

◎公示番号 区第三十四号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

簸川郡大社町大字宇竜地先
漁場の区域

3 漁場の区域

次の基点第三百六十九号と基点第三百七十号を結んだ線及び基点第三百七十一号とアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三百六十九号 瓢川郡大社町大字宇竜舟磯の沖鼻南端に設置した標柱

基点第三百七十号 瓢川郡大社町大字宇竜カジマ島北端に設置した標柱

基点第三百七十一号 瓢川郡大社町大字宇竜カジマ島東端に設置した標柱
ア 基点第三百七十一号から百二十九度の方向と対岸との交点

二 地元地区

簸川郡大社町大字宇竜

◎公示番号 区第三十五号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

簸川郡大社町大字日御崎中山

3 漁場の区域

次の基点第三百七十二号とア及び基点第三百七十三号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三百七十二号 瓢川郡大社町大字日御崎追石鼻南端に設置した標柱

基点第三百七十三号 瓢川郡大社町大字日御崎帆掛鼻突端に設置した標柱
ア 基点第三百七十三号から一百十度五百二十メートルの点

二 地元地区

簸川郡大社町大字日御崎中山

◎公示番号 区第三十六号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

簸川郡大社町大字日御崎一俣地先

3 漁場の区域

次の基点第三百七十三号、ア、イ及び基点第三百七十四号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三百七十三号 瓢川郡大社町大字日御崎帆掛鼻突端に設置した標柱

基点第三百七十四号 瓢川郡大社町大字日御崎、杵築北界雲見鼻西端に設置した

ア 標柱

基点第三百七十三号から一百十度五百二十メートルの点

イ

基点第三百七十四号から一百十度四百六十メートルの点

二 地元地区

簸川郡大社町大字杵築北及び杵築西

◎公示番号 区第七十一号

とによって囲まれた区域

基点第三百七十五号 八束郡美保関町大字雲津横手西ノ鼻に設置した標柱

基点第三百七十六号 八束郡美保関町大字雲津御島の鼻に設置した標柱

二 地元地区

八束郡美保関町大字雲津

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月一日から翌年五月三十一日まで

漁場の位置

益田市喜阿弥町地先

漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第五百一号 益田市喜阿弥町通称つまが瀬突端に設置した標柱

基点第五百一号から三百五十度千五百五十メートルの点

イから一度四百メートルの点

アから一度四百メートルの点

二 地元地区

益田市喜阿弥町

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

第一種区画漁業 ほたてがい、いたやがい養殖業

一月一日から十二月三十一日
まで

漁業時期

二 地元地区

◎公示番号 区第二百一号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁場の位置

八束郡美保関町大字雲津地先

漁場の区域

次の基点第三百七十五号と基点第三百七十六号を結んだ線及び最大高潮時海岸線

イ

簸川郡大社町大字杵築北及び杵築西

◎公示番号 区第七十一号

とによって囲まれた区域

基点第三百七十五号 八束郡美保関町大字雲津横手西ノ鼻に設置した標柱

基点第三百七十六号 八束郡美保関町大字雲津御島の鼻に設置した標柱

二 地元地区

八束郡美保関町大字片江

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

第一種区画漁業 ほたてがい、いたやがい、いわ

漁場の位置

益田市喜阿弥町地先

漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第五百一号 益田市喜阿弥町通称つまが瀬突端に設置した標柱

基点第五百一号から三百二十度二千メートルの点

イから一度四百メートルの点

アから一度四百メートルの点

二 地元地区

益田市喜阿弥町

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

第一種区画漁業 ほたてがい、いたやがい養殖業

一月一日から十二月三十一日
まで

漁業時期

二 地元地区

◎公示番号 区第二百三号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁場の位置

八束郡美保関町大字片江

漁場の区域

次の基点第三百七十五号と基点第三百七十六号を結んだ線及び最大高潮時海岸線

イ

簸川郡大社町大字杵築北及び杵築西

◎公示番号 区第七十一号

とによって囲まれた区域

基点第三百七十五号 八束郡美保関町大字雲津横手西ノ鼻に設置した標柱

基点第三百七十六号 八束郡美保関町大字雲津御島の鼻に設置した標柱

二 地元地区

八束郡美保関町大字片江

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

第一種区画漁業 ほたてがい、いたやがい、いわ

漁場の位置

益田市喜阿弥町地先

漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第五百一号 益田市喜阿弥町通称つまが瀬突端に設置した標柱

基点第五百一号から三百十五度一千メートルの点

イから一度四百メートルの点

アから一度四百メートルの点

二 地元地区

益田市喜阿弥町

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

第一種区画漁業 ほたてがい、いたやがい養殖業

一月一日から十二月三十一日
まで

漁業時期

二 地元地区

◎公示番号 区第二百三号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁場の位置

八束郡美保関町大字片江

漁場の区域

次の基点第三百七十五号と基点第三百七十六号を結んだ線及び最大高潮時海岸線

がき養殖業

まで

2 漁場の位置

八束郡美保関町大字笠浦地先

3 漁場の区域

次の基点第三百七十七号、ア、イ、基点第三百七十八号及び基点第三百三十七号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百七十七号 八束郡美保関町大字笠浦近道路の鼻に設置した標柱

基点第三百七十八号 八束郡美保関町大字笠浦仙田島北端に設置した標柱

ア イ 基点第三百七十七号から一度百メートルの点

基点第三百七十八号から一度百メートルの点

二 地元地区

八束郡美保関町大字笠浦

◎公示番号 区第二百四号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業の名称
漁業時期

第一種区画漁業 ほたてがい、いたやがい、いわ 一月一日から十二月三十一日

まで

2 漁場の位置

八束郡島根町大字野井地先

3 漁場の区域

第一次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百七十九号 八束郡島根町大字野井築島宝崎南端に設置した標柱

ア イ ウ エ 基点第三百七十九号から一百二度五十メートルの点

アから一百九十二度五十メートルの点
エから二百九十二度五十メートルの点

基点第三百七十九号から一百二度二百五十メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町大字野井

◎公示番号 区第二百五号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 ほたてがい、いたやがい、いわ 一月一日から十二月三十一日

まで

2 漁場の位置

八束郡島根町大字野波築島地先

3 漁場の区域

第一次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百八十号 八束郡島根町大字野波築島二子島に設置した標柱

ア イ ウ エ 基点第三百八十号から三百五十七度百八十メートルの点

アから二百六十七度百三十メートルの点
イから百七十七度百八十メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町大字野波

◎公示番号 区第二百六号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 あわび養殖業

漁業の名称
漁業時期

2 漁場の位置

八束郡島根町大字野井、瀬崎地先

3 漁場の区域

第一次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三百八十一号 八束郡島根町大字野井舟島北端

ア 基点第三百八十一号から三百四十七度二百メートルの点

2 漁場の位置

- ◎公示番号 区第二百七号
- 二 地元地区
- 八束郡島根町大字野井、瀬崎
- イ ウ エ
- アから七度三百メートルの点
イから二百七十七度五百メートルの点
アから二百七十七度五百メートルの点
- 漁場の区域
- アから三百四十五度三百三十メートルの点
基点第三百八十三号から三百四十五度三百三十メートルの点
- 3 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 八束郡島根町大字多古六つ島地先
- ア
- 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 漁業種類 漁業の名称
- 第一種区画漁業 あわび養殖業
- 漁業時期 一月一日から十二月三十一日
まで
- 2 漁場の位置
- 八束郡島根町大字多古大鶴島地先
- イ ウ エ
- アから三百十五度二百メートルの点
イから一百二十五度二百メートルの点
アから一百二十五度二百メートルの点
- 漁場の区域
- アから三十八度五百メートルの点
イから三百八度三百メートルの点
アから三百八度三百メートルの点
- 1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第三百八十二号 八束郡島根町大字多古大鶴島北端
- ア
- 基点第三百八十二号から七十八度四百三十メートルの点
- 漁場の位置
- 八束郡島根町大字多古
- イ ウ エ
- アから三百十五度二百メートルの点
イから一百二十五度二百メートルの点
アから一百二十五度二百メートルの点
- 漁場の区域
- アから三十八度五百メートルの点
イから三百八度三百メートルの点
アから三百八度三百メートルの点
- 1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第三百八十四号 八束郡島根町大字野波字小波地先
- ア イ ウ エ
- 基点第三百八十四号から三百二十度五百メートルの点
アから三百十五度二百メートルの点
イから一百二十五度百メートルの点
アから一百二十五度百メートルの点
- 漁場の位置
- 八束郡島根町大字野波字小波ミゲ崎東端
- ア イ ウ エ
- アから三百十五度二百メートルの点
イから一百二十五度百メートルの点
アから一百二十五度百メートルの点
- 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 漁業種類 漁業の名称
- 第一種区画漁業 あわび養殖業
- 漁業時期 一月一日から十二月三十一日
まで
- 2 漁場の位置
- 八束郡島根町大字多古字沖泊
- イ ウ エ
- アから三百十五度二百メートルの点
イから三百八度三百メートルの点
アから三百八度三百メートルの点
- 漁場の区域
- アから三十八度五百メートルの点
イから三百八度三百メートルの点
アから三百八度三百メートルの点
- 1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第三百八十四号 八束郡島根町大字野波字小波
- ア イ ウ エ
- 基点第三百八十四号から三百二十度五百メートルの点
アから三百十五度二百メートルの点
イから一百二十五度百メートルの点
アから一百二十五度百メートルの点
- 漁場の位置
- 八束郡島根町大字野波字小波
- ア イ ウ エ
- アから三百十五度二百メートルの点
イから一百二十五度百メートルの点
アから一百二十五度百メートルの点
- 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 漁業種類 漁業の名称
- 第一種区画漁業 あわび養殖業
- 漁業時期 一月一日から十二月三十一日
まで
- 2 漁場の位置
- 八束郡島根町大字多古字沖泊
- イ ウ エ
- アから三百十五度二百メートルの点
イから三百八度三百メートルの点
アから三百八度三百メートルの点
- 漁場の区域
- アから三十八度五百メートルの点
イから三百八度三百メートルの点
アから三百八度三百メートルの点
- 1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第三百八十四号 八束郡島根町大字野波字小波
- ア イ ウ エ
- 基点第三百八十四号から三百二十度五百メートルの点
アから三百十五度二百メートルの点
イから一百二十五度百メートルの点
アから一百二十五度百メートルの点
- 漁場の位置
- 八束郡島根町大字野波字小波
- ア イ ウ エ
- アから三百十五度二百メートルの点
イから一百二十五度百メートルの点
アから一百二十五度百メートルの点
- 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 漁業種類 漁業の名称
- 第一種区画漁業 あわび養殖業
- 漁業時期 一月一日から十二月三十一日
まで
- 2 漁場の位置
- 八束郡島根町大字多古字沖泊
- イ ウ エ
- アから三百十五度二百メートルの点
イから三百八度三百メートルの点
アから三百八度三百メートルの点
- 漁場の区域
- アから三十八度五百メートルの点
イから三百八度三百メートルの点
アから三百八度三百メートルの点
- 1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点第三百八十四号 八束郡島根町大字野波字小波
- ア イ ウ エ
- 基点第三百八十四号から三百二十度五百メートルの点
アから三百十五度二百メートルの点
イから一百二十五度百メートルの点
アから一百二十五度百メートルの点
- 漁場の位置
- 八束郡島根町大字野波字小波
- ア イ ウ エ
- アから三百十五度二百メートルの点
イから一百二十五度百メートルの点
アから一百二十五度百メートルの点
- 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- 漁業種類 漁業の名称
- 第一種区画漁業 あわび養殖業
- 漁業時期 一月一日から十二月三十一日
まで

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

第一種区画漁業 あわび養殖業

漁業時期

一月一日から十二月三十一日

ウ

イから三百三十八度百五十メートルの点
アから三百三十八度百五十メートルの点

2 漁場の位置

八束郡島根町大字加賀潜戸鼻地先

まで

二 地元地区

八束郡島根町大字大芦

エ

◎公示番号 区第三百一号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 ぶり、たい小割式養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

八束郡島根町大字加賀地先

3 漁場の区域

八束郡島根町大字加賀潜戸鼻東端

基点第三百八十五号 八束郡島根町大字加賀潜戸鼻東端

基点第三百八十五号から三百五十度五百十メートルの点

アから六十三度五百メートルの点

イから三百三十二度二百五十メートルの点

アから三百三十三度二百五十メートルの点

二 地元地区

八束郡島根町大字加賀

◎公示番号 区第二百十一号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

一月一日から十二月三十一日

◎公示番号 区第二百一号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

一月一日から十二月三十一日

◎公示番号 区第三百二号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

一月一日から十二月三十一日

◎公示番号 区第三百二号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

一月一日から十二月三十一日

二 地元地区

八束郡島根町大字大芦

エ

イから三百三十八度百五十メートルの点
アから三百三十八度百五十メートルの点

3 漁場の区域

八束郡島根町大字大芦地先

アから六十八度三百メートルの点

ウ

次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第三百八十八号 八東郡島根町大字大芦、大芦漁港浜防砂堤突端に設置した

標柱

基点第三百八十八号から二十五度百四十メートルの点

アから八度百メートルの点

イから二百八十七度百八十五メートルの点

アから二百八十七度百八十五メートルの点

二 地元地区

八東郡島根町大字大芦

- (二) 免許の予定日及び申請期間
- 1 免許予定日 平成十五年九月一日
 - 2 申請期間 平成十五年三月一日から同年七月十五日まで

(付記)

- 1 漁業権の存続期間
平成十五年九月一日から平成二十一年八月三十一日まで
- 2 制限又は条件
 - (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。
 - (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
- 3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

平成15年2月12日

島根県報

号外第7号 (58)

平成十五年二月十一日印刷

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)